
特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き

令和3年6月

宮崎県生活・協働・男女参画課

目 次

	ページ
第1章 特定非営利活動促進法の概要	
1 法律の目的	1
2 法人格取得のメリットと義務	
(1) メリット	1
(2) 義務	2
3 NPO法人設立の要件	
(1) 団体としての要件	3
(2) 役員の要件	6
4 NPO法人設立の手続	6
5 NPO法人の管理・運営	7
6 認定NPO法人制度の概要	8
第2章 NPO法人の設立について	
1 認証申請から法人成立までの流れ	11
2 所轄庁について	12
3 設立認証の申請	13
4 設立認証申請書類に係る補正の申立て	13
5 設立認証後の手続	
(1) NPO法人設立の登記	14
(2) 設立登記完了届出書の提出	15
(3) 関係官公庁への届出	16
<定款様式例>	19
<記載例・様式例>	41
第3章 NPO法人の管理・運営について	
1 毎事業年度終了後の報告	59
2 役員変更等の届出	60
3 定款の変更	
(1) 所轄庁の認証が必要な場合	60
(2) 所轄庁への届出のみ必要な場合	63
(3) 定款変更登記を行った場合の届出	63
4 NPO法人の情報公開	64
<記載例・様式例>	67
第4章 NPO法人の合併、解散について	
1 NPO法人の合併	105
2 NPO法人の解散	108
3 解散に係る各種提出書類について	114
<記載例・様式例>	116
【参考】	
特定非営利活動促進法	127
特定非営利活動促進法施行規則（抄）	157
宮崎県特定非営利活動促進法施行条例	159
宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則	161
組合等登記令（抄）	197
問い合わせ先一覧	203

(注) この手引きは、令和3年6月9日に施行された法令等に基づいて作成しています。

第1章 特定非営利活動促進法の概要

1 法律の目的

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）は、特定非営利活動（法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている点がこの法律の大きな特徴です。法人の信用は、法人としての活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくことになります。

2 法人格取得のメリットと義務

法人格を取得すると、団体に関する法律行為を団体名義で処理できることから、メンバーの個人的な負担が軽くなり、より安定的で継続的な活動が行いやすくなります。権利関係や責任の所在を明確にして、個人の財産と団体の財産を区別するためには、法人格を取得した方が便利だと言えます。

しかしながら、一方で、法人化することでかえって負担が増えることもありますので、団体にとって、法人格がこれから活動に役立つか、本当に必要なのかをよく考える必要があります。

法人格の取得は、活動する上での手段や道具であり、目的ではありません。大切なのは活動内容であり、活動目的を達成するためには、人、資金、ノウハウなどが必要なのは言うまでもありません。

（1） メリット

ア 団体名義で契約ができる

団体名義で事務所を借りたり、銀行口座を持つことができます。そのため、個人と団体の資産を明確に分離できます。契約に伴う責任は、団体の資産の範囲になります。

イ 代表者の交代が円滑になる

NPO法人は、団体が資産を保有できるため、任意団体のように、代表者交代の度に各種資産の名義変更をする必要がなく、代表者の交代が円滑になります。また、代表者が死亡した場合でも、団体の資産が相続で消滅することなく、そのまま団体に残すことができます。

ウ 資金調達のチャンスが拡がる

国や地方公共団体、公的金融機関等のNPO支援の取組が進み、助成金・補助金や事業委託の対象にNPO法人が加えられることが多くなっています。また、NPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置が認められる認定NPO法人制度やNPO支援基金、

NPO法人専用のローンや手数料のかからない寄附の自動振込など、資金調達の可能性が拡がる制度もあります。

【注意！】

NPO法人になったことで、行政から補助金や助成金が自動的に交付されることはありません。

エ 公共事業に参加しやすくなる

国や地方公共団体において、福祉関係を中心に、NPOへの事業委託が増えています。法人格があれば、入札参加の対象になり、指定管理者などを含め、公共事業に参加するチャンスが拡がります。事業実施に必要な職員を雇用すれば、ボランティアだけに頼らない組織的な活動ができるようになり、雇用の受け皿として社会的役割を果たすことができます。

オ 社会的信用が高まる

法人設立により、権利・義務の主体が明確になるため、取引の信用が高まります。組織内容や活動内容で実績を積み上げれば、法で規定された情報公開制度を活用して、さらに高い信用を得ることができます。

【注意！】

所轄庁から認証を受けたからといって、その団体がすばらしい活動を行っている団体であるとの「お墨付き」を与えられたわけではありません。

法人としての信用は、積極的な情報公開によって法人自身で作り上げていくものになります。

(2) 義務

ア 法令や定款のルールに従った事業運営が求められる

NPO法人の意思決定は、定款で定めたルールのとおり、総会又は理事会での合意が必要になります。任意団体の時のように、思いついたらすぐ行動するといった機敏な活動ができなくなるおそれがあります。また、宗教活動や政治活動を主たる目的とすることは法で禁止されており、法人として候補者を推薦することや選挙活動はできません。

イ 厳正な事務処理が必要である

経理は、正規の簿記の原則に基づいて処理を行う必要があります。ある程度の知識を持った経理担当者を置くか、税理士等に経理を代行してもらう必要があります。また、事業所開設に伴い、法人としての各種の届出、手続も必要です。

ウ 税務申告義務がある

法人としての税務申告義務が生じます。税法上の収益事業を行わない団体は、法人税の対象ではないため、税務申告や税務署への届出の必要はありませんが、特定非営利活動に係る事業でも、税務署が税法上の収益事業と判断した場合は法人税の対象となります。

また、法人住民税（均等割、約8万円）はすべてのNPO法人が対象となります。収益事業を行わない場合は減免の対象になることがあります、毎年4月に申請手続が必要です。

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、県税・総務事務所、市町村の税務担当窓口にご相談ください。

● 法人税（国税）

法人税法に規定された「収益事業」から生じる所得に対して課税されます。

※ 法人税法上の収益事業は、物品販売業等の次に掲げられる事業で、継続して事業場を設けて行われるものといいます（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の芸能教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

※ 特定非営利活動に係る事業であっても、上記に掲げる事業に該当する場合には、当該事業から生じる所得について法人税が課税されます。

● 法人住民税及び法人事業税（地方税）

法人住民税（均等割）は、地方公共団体内に事務所を有する法人について課税されます（収益事業を行っていない法人は、申請して認められれば減免が受けられる場合があります。）。

法人住民税（法人税割）は、収益事業から生じた所得に対して課された法人税を基礎に課税されます。

法人事業税は、収益事業から生じた所得に対して課税されます。

エ 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出義務がある

NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、すべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、一般公開されることになります。

3 NPO法人設立の要件

（1）団体としての要件

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）。
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- カ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。
- ク 10人以上の社員を有するものであること。

【解説】

ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。(法2①②)

「特定非営利活動」とは、次に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（本県該当なし）

※ 例えば、会員の相互扶助活動など、法人の活動が特定の受益者のみを対象にするものだけの場合は特定非営利活動とは認められません。ただし、それらを従たる活動として行うことまで制限するものではなく、「他の事業」として実施することはできます。

イ 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）。(法2②一)

「営利を目的としない」とは、収益（利益）を上げてはならないという意味ではなく、利益を社員に分配してはならないということです。

NPO法人が、特定非営利活動以外に収益事業等の「他の事業」を行うことは認められています。法人が行う特定非営利活動以外の活動によって収益を上げようとする事業が収益事業等であり、特定非営利活動に支障のない範囲で行い、かつ、その収益（利益）は、社員で分配してはならず、すべて特定非営利活動に充てなければなりません。

※ ここにいう「収益事業等」は、法人税法上の収益事業とは定義が異なります。

※ 収益事業等の例

河川環境の保全を目的とするNPO法人が、河川環境の保全を啓発するイベントや研修事業を開催するにあたり、会費や寄附金では予算が足りないため、環境保全とは関係のないバザーにより収益を上げようとする場合、このバザーを行うことが

収益事業等に位置づけられる。

ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。(法2②一イ)

社員の入会、退会等について、「正会員の推薦がなければ入会することはできない」、「正会員は〇〇の資格を持つ者に限る」等の不当な条件をつけてはなりません。ただし、法人の活動内容と照らして客観的な合理性があれば、不当な条件とならない場合があります。

※ 「社員」は、社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者がこれに該当します。
会社に勤務する人（会社員）という意味ではありません。

**エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
(法2②一ロ)**

「報酬」とは、一般に労務の対価として支払われる金銭のことですが、この場合は、役員の地位に対して支払われるものを意味し、役員が事務局員を兼務する場合等労働の対価として支払われる給与や交通費等の実費は含みません。
なお、社員の報酬に関する制限はありません。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。(法2②ニイ・ロ)

「宗教活動」とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することをいいます。また、「政治活動」とは、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することをいいます。

カ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。(法2②ニハ)

「特定の公職者（候補者を含む。）」とは、公職選挙法第3条に規定する「衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職」にある者（候補者又は候補者になろうとする者を含む。）をいいます。

**キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。
(法12①三)**

暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体は、NPO法人になることができません。

ク 10人以上の社員を有すること。(法12①四)

役員を含め、団体の構成員が最低10人いることが条件になります。

(2) 役員の要件

ア 役員として、理事は3人以上、監事は1人以上置くこと。(法15)

イ 次のいずれにも該当しないこと。(法20)

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・刑法第204条【傷害】、第206条【現場助勢】、第208条【暴行】、第208条の2【凶器準備集合及び結集】、第222条【脅迫】、第247条【背任】の罪を犯した場合
 - ・暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- ④ 暴力団の構成員等
- ⑤ 設立の認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、設立の認訟を取り消された日から2年を経過しない者
- ⑥ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

【補足】

法第20条第6号に規定する「内閣府令で定めるもの」は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。(特定非営利活動促進法施行規則第2条の2)

ウ 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれないこと。また、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれないこと。(法21)

【例示】

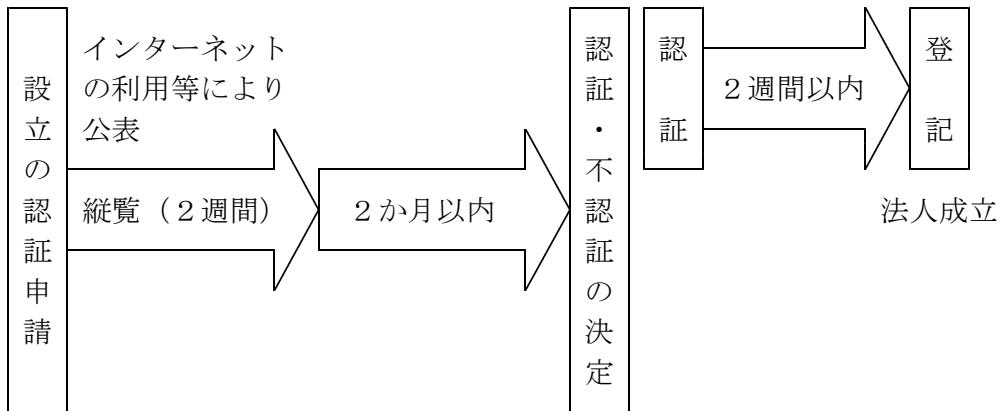
- ・ Aという役員がいる場合、Aの配偶者のBまでは認められるが、さらに、Aの長男のCが役員になることはできない。
- ・ 役員が5人で構成される法人の場合、役員Aの配偶者のBは役員になることができない。

4 NPO法人設立の手續

NPO法人を設立するためには、設立総会で決定すべき事項を議決し、法律で定められた書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です(法10①)。

提出された書類の一部は、受理された日から2週間、公衆の縦覧に供されるとともに遅滞なくインターネットの利用等により公表されることになります(法10②)。

所轄庁は、申請書の縦覧期間の2週間経過後2か月以内に認証又は不認証の決定を行い(法12②)、設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります(法13①)。



5 NPO法人の管理・運営

NPO法人は、法の定めに従って適切な管理・運営を行わなければなりません。特に、次の点に留意してください。

(1) 総会の開催

少なくとも毎事業年度1回、通常総会を開催しなければなりません（法14の2）。

(2) 定款の変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、次の①～⑩に関する事項について変更を行う場合には所轄庁の認証が必要です（法25③④）。

次の①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出る必要があります（法25⑥）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るもの）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

(3) 事業報告書等の作成等

毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出しなければなりません（法28、29）。

なお、貸借対照表については、毎事業年度、各法人が定款に規定した方法により公告する必要があります。→詳しく P 5 9 「貸借対照表の公告」を御覧ください。

また、法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません（法27）。

(4) 解散・合併

NPO法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続を経て、解散又は別のNPO法人との合併を行うことができます（法31、31の2、33、34）。

解散する場合、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することになります（法32）。

(5) 所轄庁による監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます（法41～43）。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります（法77～81）。

6 認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

(1) 認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます。認定の有効期間は5年間で、引き続き認定NPO法人として活動するためには更新を受けなければなりません。

(2) 特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（PST基準を除く。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます。特例認定の有効期間は3年間で、更新はありません。

本制度は平成23年の法改正で導入され、「仮認定NPO法人」という名称を用いていましたが、平成28年の法改正により、「特例認定NPO法人」という名称に改めされました。

(3) 認定（特例認定）の要件

次のア～ケの要件をすべて満たす必要があります（ただし、特例認定の場合はアを除く。）。

ア パブリック・サポート・テスト（PST）基準として次のいずれかに適合すること。

- ①【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が5分の1以上であること。
- ②【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上であること。
- ③【条例個別指定】県又は市町村の条例による個別指定を受けていること。

イ 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること。

ウ 運営組織及び経理が適切であること。

エ 事業活動の内容が適切であること。

オ 情報公開を適切に行っていること。

カ 所轄庁に対して事業報告書等を提出していること。

キ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

- ク 設立の日から1年を超える期間が経過していること。
- ケ 欠格事由のいずれにも該当しないこと。

※ パブリック・サポート・テスト（PST）とは、NPO法人が広く一般から支持されているかどうか（寄附を受けているかどうか）を数値により測る指標です。

(4) 税制上の優遇措置（メリット）

ア 個人が認定（特例認定）NPO法人に寄附した場合

所得税の計算において、所得控除（寄附金の合計額から2千円を控除した金額を、総所得金額から控除）と、税額控除（寄附金の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額が限度）を、所得税額から控除）のいずれか有利なほうを選択適用でき、その分所得税がかかりません。

イ 個人が認定（特例認定）NPO法人に現物資産を寄附した場合

寄附財産を基金に組み入れて管理するなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされ、その寄附に対する所得税を非課税にできます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます。

ウ 法人が認定（特例認定）NPO法人に寄附した場合

法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

エ 相続人等が認定NPO法人に相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に寄附した場合、その寄附財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

オ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みななし寄附金）。このみななし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

※ 認定NPO法人になると税制上の措置以外にも、次のようなメリットがあります。

- ① 認定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がよりしっかりとします。
- ② 認定を受けるために、より一層進んだ情報公開を行ったり、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。

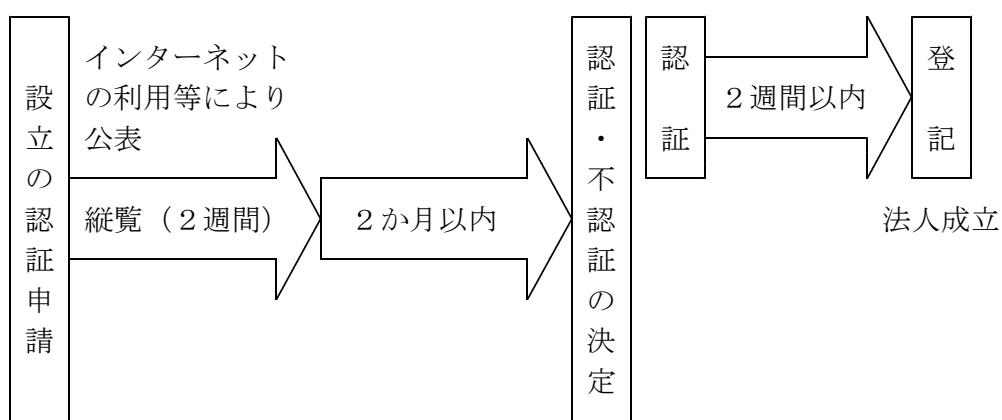
第2章 NPO法人の設立について

1 認証申請から法人成立までの流れ

NPO法人を設立するためには、設立総会で決定すべき事項を議決し、法律で定められた書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です（法10①）。

提出された書類の一部は、受理された日から2週間、公衆の縦覧に供されるとともに遅滞なくインターネットの利用等により公表されることになります（法10②）。

所轄庁は、申請書の縦覧期間の2週間経過後2か月以内に認証又は不認証の決定を行い（法12②）、設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります（法13①）。



※ 設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します（法13①）。

設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります（組登令2①）。また、従たる事務所が、主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外にある場合は、従たる事務所の所在地において、設立の登記の日から2週間以内に、従たる事務所の所在地の登記をする必要があります（組登令11）。

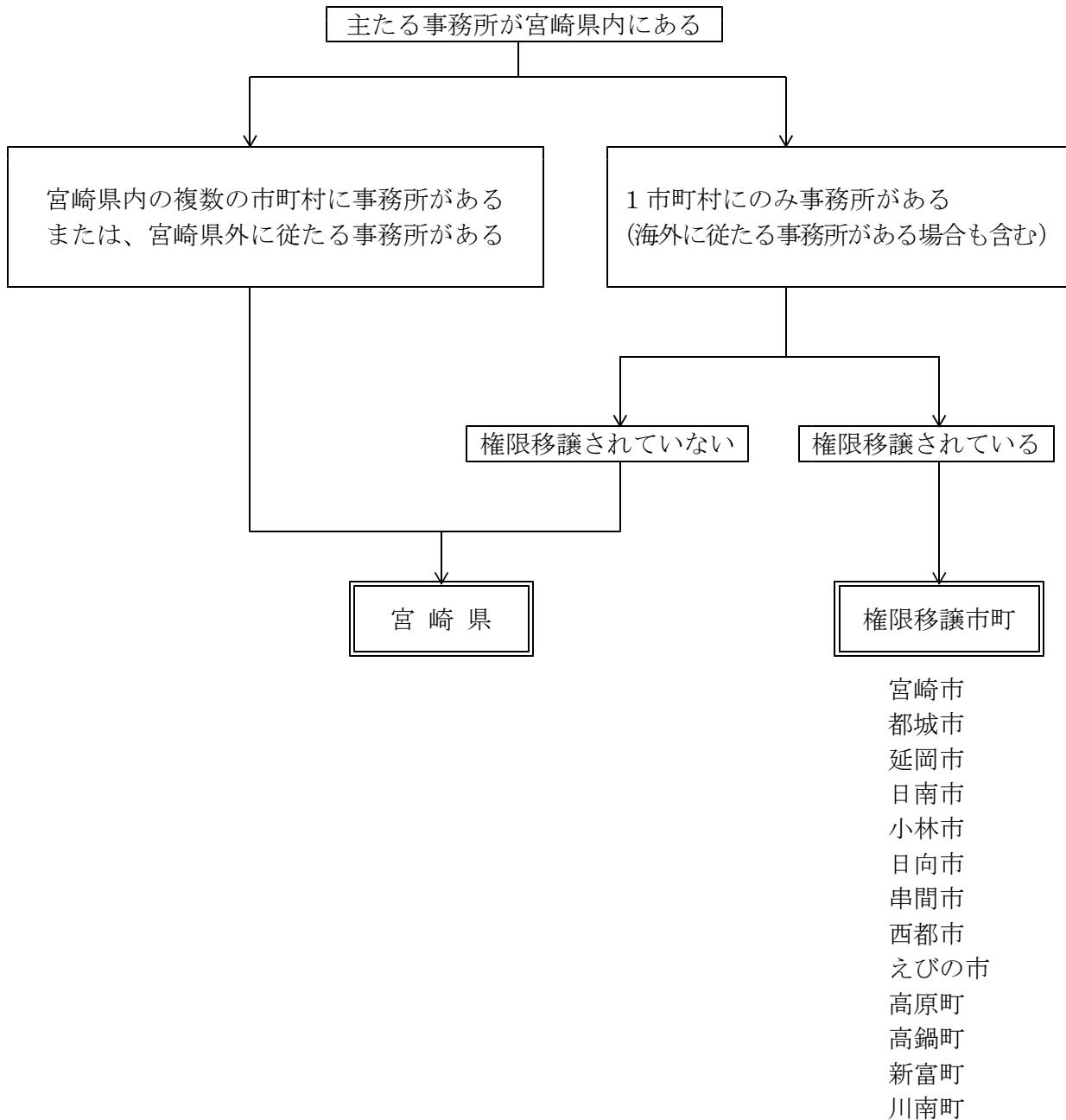
※ 設立の認証があった日から6か月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります（法13③）。

理事（長）の所有する不動産を活用し活動するために理事と法人の間で賃貸借契約等を結ぶ場合は、利益相反行為に該当する可能性があり、契約が無効になる場合があります。利益相反行為に該当する場合は、理事（長）は代表権を有しないため、契約を締結するため特別代理人の選任が必要な場合があります（法17④）。

申請の手続きの流れにつきましては、P65を御参照ください。

2 所轄庁について

主たる事務所が宮崎県内に所在する場合は、宮崎県が所轄庁となります。ただし、権限移譲市町（宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、高原町、高鍋町、新富町及び川南町）の各区域内にのみ事務所が所在する場合は、それぞれの市町が所轄庁となります。



3 設立認証の申請

設立の認証を受ける場合は、次の書類を上記2の所轄庁に提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	設立認証申請書<宮崎県規則様式第1号>	1部	4 1
2	定款	2部	1 9
3	役員名簿（各役員の氏名及び住所、報酬の有無を記載）	2部	4 2
4	各役員の就任承諾書及び誓約書の写し	1部	4 3
5	各役員の住所又は居所を証する書面（住民票等） ※6か月以内のもの	1部	—
6	社員のうち10人以上の者の名簿	1部	4 4
7	宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと等の確認書	1部	4 5
8	設立趣旨書	2部	4 6
9	設立総会の議事録の写し	1部	4 7
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部	4 9
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部	5 1

※ 2、3、8、10及び11は縦覧書類になります（3については、役員の住所又は居所に係る記載を除いて縦覧します。）。

※ 県に申請する場合の提出部数を記載しています。権限移譲市町に申請する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

4 設立認証申請書類に係る補正の申立て

上記3により提出した申請書又は添付書類に「軽微な不備」があるときは、次の書類を所轄庁に提出して補正することができます（法10③）。

※ 「軽微な不備」とは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとします（条例3）。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	補正書<宮崎県規則様式第1号の2>	1部	5 5
2	補正後の申請書又は添付書類	3に同じ	—

5 設立認証後の手続

(1) NPO法人設立の登記

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します（法13①）。

設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります（組登令2①）。また、従たる事務所が、主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外にある場合は、従たる事務所の所在地において、設立の登記の日から2週間以内に、従たる事務所の所在地の登記をする必要があります（組登令11）。

なお、設立の認証があった日から6か月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります（法13③）。

ア 登記事項（組登令2②）

- ① 目的及び業務（定款に記載された目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業）
- ② 名称（定款に記載された法人の名称）
- ③ 事務所の所在場所（地番まで必要）
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

※ 平成24年4月1日に施行された組合等登記令の改正により、定款上の代表権の制限に関する定めは登記事項となり、定款をもって、代表権の制限に関する定めがある場合は、その旨を登記しなければなりません。この場合、代表以外の役員登記は不要です。

イ 登記に必要な書類

- ① 特定非営利活動法人設立登記申請書（法務局ホームページからダウンロード可能）
- ② 法人の代表者の印鑑届書
- ③ 定款の写し（原本照合）
- ④ 認証書の写し（原本照合）
- ⑤ 代表権を有する者の資格を証する書面（役員就任承諾書の写し、原本照合）
- ⑥ 委任状（代理人に申請を委任した場合のみ必要）

※ 手続の詳細については、宮崎地方法務局登記部門で確認してください。

ウ 県内の法務局一覧

法務局名	所 在 地	電話番号	取扱事務
宮崎地方法務局 登記部門	宮崎市別府町1番1号	0985-22-5124	法人登記事務
都城支局	都城市上町2街区11号	0986-21-6095	登記事項証明 書の交付事務
延岡支局	延岡市大貫町1丁目2915	0982-33-2185	
日南支局	日南市飫肥3丁目6番2号	0987-25-4003	
高鍋出張所	高鍋町大字上江字高月8340番地	0983-23-2435	
小林出張所	小林市細野266番地1	0984-23-4004	

(2) 設立登記完了届出書の提出

法人設立の登記後、遅滞なく、次の書類を所轄庁に提出しなければなりません。

提 出 書 類		提出部数	参照ページ
1	登記完了届出書<宮崎県規則様式第2号>	1部	5 6
2	登記事項証明書（原本+写し）	2部	—
3	設立の時の財産目録	2部	5 7

※ 県に申請する場合の提出部数を記載しています。権限移譲市町に申請する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

(3) 関係官公庁への届出

ア 税金関係

① 税務署

- ・ 法人税法上の収益事業を行う場合は、収益事業を開始した日以後2か月以内に「収益事業開始届出書」を管轄の税務署に提出しなければなりません。
- ・ 給与の支払いを行う場合は、事務所の開設後1か月以内に、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を管轄の税務署に提出しなければなりません。

【県内税務署一覧】

税務署名	所 在 地	電話番号	管轄地域
宮崎税務署	宮崎市広島1丁目10番1号	0985-29-2151	宮崎市、東諸県郡
都城税務署	都城市上町2街区11号都城合同庁舎	0986-22-4377	都城市、北諸県郡
延岡税務署	延岡市大貫町1丁目2915番地 延岡合同庁舎	0982-32-3301	延岡市、日向市、 東臼杵郡、西臼杵郡
日南税務署	日南市上平野町1丁目8番地4	0987-22-3671	日南市、串間市
小林税務署	小林市細野243番地1	0984-23-3126	小林市、えびの市、 西諸県郡
高鍋税務署	高鍋町大字上江8438番地	0983-22-1373	西都市、児湯郡

② 都道府県税事務所

- ・ 新たに設立、又は事務所を設置した法人は、設立又は設置の日から2か月以内に「法人設立（設置）届」を管轄の県税事務所に提出しなければなりません。
- ・ 届出の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく「法人異動届」を管轄の県税事務所に提出しなければなりません。

【県税事務所一覧】

事務所名	所 在 地	電話番号	管轄地域
宮崎県税・総務事務所	宮崎市橘通東1-9-10	0985-26-7274	宮崎市、東諸県郡
日南県税・総務事務所	日南市戸高1-12-1	0987-23-7136	日南市、串間市
都城県税・総務事務所	都城市北原町24-21	0986-23-4517	都城市、北諸県郡
小林県税・総務事務所	小林市細野367-2	0984-23-3194	小林市、えびの市、 西諸県郡
高鍋県税・総務事務所	高鍋町大字北高鍋3870-1	0983-23-0213	西都市、児湯郡
日向県税・総務事務所	日向市中町2-14	0982-52-4148	日向市、東臼杵郡
延岡県税・総務事務所	延岡市愛宕町2-15	0982-35-1811	延岡市、西臼杵郡

③ 市町村役場税務担当課

- 新たに設立、又は事務所を設置した法人は、各市町村の定める期間内に「法人設立・変更等申告書」を市町村役場税務担当課に提出しなければなりません。

※ 届出手続の詳細については、各関係機関に事前に確認してください。

イ 社会保険関係

① 年金事務所

労働者（従業員）を1人でも雇用する法人は、「健康保険・厚生年金保険新規適用届」を管轄の年金事務所に提出しなければなりません。

【年金事務所一覧】

事務所名	所 在 地	電話番号	管轄地域
宮崎年金事務所	宮崎市天満2-4-23	0985-52-2111	宮崎市、日南市、東諸県郡
高鍋年金事務所	高鍋町大字蚊口浦5105-1	0983-23-5111	西都市、児湯郡
延岡年金事務所	延岡市大貫町1-2978-2	0982-21-5424	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡
都城年金事務所	都城市一万城町71-1	0986-23-2571	都城市、小林市、串間市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡

※ 届出手続の詳細については、事前に確認してください。

ウ 労働保険関係

① 労働基準監督署

労働者（従業員）を1人でも雇用した法人は、保険関係が成立した日（雇用）から10日以内に「労働保険の保険関係成立届」を所轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。

【労働基準監督署一覧】

事務所名	所 在 地	電話番号	管轄地域
宮崎 労働基準監督署	宮崎市丸島町1-15	0985-29-6000	宮崎市、西都市、東諸県郡、児湯郡
延岡 労働基準監督署	延岡市大貫町1-2885-1	0982-34-3331	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡
都城 労働基準監督署	都城市上町2街区11号都城 合同庁舎6F	0986-23-0192	都城市、小林市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡
日南 労働基準監督署	日南市戸高1丁目3番17号	0987-23-5277	日南市、串間市

※ 届出手続の詳細については、事前に確認してください。

② 公共職業安定所

労働者（従業員）を1人でも雇用する法人は、事業所設置の日から10日以内に「雇用保険適用事業所設置届」を、また、資格取得の事実があった日の翌月10日までに（実務上は設置届と同時に）「雇用保険被保険者資格取得届」を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません。

【公共職業安定所一覧】

事務所名	所 在 地	電話番号	管轄地域
宮崎 公共職業安定所	宮崎市柳丸町131	0985-23-2245	宮崎市、東諸県郡
延岡 公共職業安定所	延岡市愛宕町2 - 2300	0982-32-5435	延岡市、西臼杵郡
日向 公共職業安定所	日向市北町2 - 11	0982-52-4131	日向市、東臼杵郡
都城 公共職業安定所	都城市上町2街区11号 都城合同庁舎1階	0986-22-1745	都城市、北諸県郡
日南 公共職業安定所	日南市吾田西1-7-23	0987-23-8609	日南市、串間市
高鍋 公共職業安定所	高鍋町大字上江字高月8340	0983-23-0848	西都市、児湯郡
小林 公共職業安定所	小林市細野367 - 5	0984-23-2171	小林市、えびの市、 西諸県郡

※ 届出手続の詳細については、事前に確認してください。

【定款様式例】（法第10条第1項第1号関係）

- 定款は、法人の基本的な運営ルールを定めた文書です。
- 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に規定されている定款に記載しなければならない事項（以下「必要的記載事項」という。）は下表のとおりです。
定款の定め方は、法人の目的や規模等によって異なりますが、必要的記載事項が欠如している場合などは、法人の設立が不認証になることもあります。
- 定款に記載する事項は、法第11条に規定されている「必要的記載事項」と、記載するかしないかを設立者に委ねている「任意的記載事項」とがあり、各条の末尾に、必要的記載事項については【必要】と、任意的記載事項については【任意】と示しています。
- この定款例では、民法や法に定められた法人の運営ルールについても規定しています。実際には、その法人の目的、規模等の特殊性に応じて必要な取捨選択を行い、自分たちで運営しやすい定款にすることが重要です。

	定款に記載しなければならない事項	根 拠
①	目的	法第11条第1項第1号
②	名称	法第11条第1項第2号
③	その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類	法第11条第1項第3号
④	主たる事務所及びその他の事務所の所在地	法第11条第1項第4号
⑤	社員の資格の喪失に関する事項	法第11条第1項第5号
⑥	役員に関する事項 ・設立当初の役員 ・役員の任期	法第11条第1項第6号 法第11条第2項 法第24条第1項
⑦	会議に関する事項 ・社員総会の招集	法第11条第1項第7号 法第14条の4
⑧	資産に関する事項	法第11条第1項第8号
⑨	会計に関する事項	法第11条第1項第9号
⑩	事業年度	法第11条第1項第10号
⑪	その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項	法第11条第1項第11号
⑫	解散に関する事項	法第11条第1項第12号
⑬	定款の変更に関する事項 ・定款の変更に係る社員総会の議決	法第11条第1項第13号 法第25条第1項
⑭	公告の方法	法第11条第1項第14号

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

【必要】

(説明)

- 1 国や地方公共団体の機関等と誤認されるおそれのある名称を付けることはできません。
- 2 他の法令等により使用を制限されている次のような名称は用いることができません。
 - (1) 「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字（社会福祉法第23条）
 - (2) 「共同募金会」又はこれに紛らわしい文字（社会福祉法第113条第4項）
 - (3) 「銀行」であることを示す文字（銀行法第6条）
 - (4) 「幼稚園」「小学校」「中学校」「高等学校」「中等教育学校」「特別支援学校」「大学」「高等専門学校」「大学院」の名称（学校教育法第135条）
 - (5) 「消費生活協同組合」「消費生活協同組合連合会」又はこれらと紛らわしい文字（消費生活協同組合法第3条第2項）
- ※ このほかにも、他の法令等により使用できない名称がありますので注意してください。
- 3 登記できない文字（「」など）を使用する場合は、登記上の名称を併記する必要がありますので、事前に事務所所在地を所管する法務局に確認してください。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

- 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、・・・に置く。

【必要】

(説明)

- 1 活動の中心とするところを「主たる事務所」、その他の事務所を「従たる事務所」としてそのすべてを記載してください。
- 2 登記との関係で、町名地番まで記載することが一般的です。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①]に対して、[②]に関する事業を行い、もって[③]に寄与することを目的とする。

【必要】

(説明)

- 1 ①には受益対象者の範囲を、②には主要な事業を、③には法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や、法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載します。
- 2 目的は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を図るものでなければなりません。また、目的は、法人の権利能力の範囲を示すものですから、抽象的に記載して目的が不明確にならないように、活動する範囲を明確にし、具体的に記載する必要があります。

例えば、次のような記載も可能です。

『この法人は、障害者や高齢者が安心して過ごせる地域社会を実現するために、利用する側の視点に立ったグループホームなどの在宅介護事業等による地域福祉サービス活動を行い、もって宮崎県内の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。』

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) ○○○○○○を図る活動
- (2) ······
- ⋮

【必要】

(説明)

1 法第2条の別表に掲げられた活動の種類のうち、該当するものを選択して、法の表現どおりに記載してください。複数の活動に該当する場合は、すべて記載します。

2 別表の第19号「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」は、NPO法人を支援する活動という意味であり、「その他の必要な事業」のようにオールマイティな意味を持つものではありません。

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ○○○○○○に関する調査・研究事業
- (2) ○○○○○○に関する広報・啓発事業
- ⋮
- (O) その他目的を達成するために必要な事業

【必要】

(説明)

1 定款第3条の「目的」を実現するために実施する「手段」を記載します。

2 特定非営利活動に係る事業は、収益・非収益にかかわらず、定款第4条に掲げる活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として行う事業を記載します。

3 記載上の留意点としては、次のことが挙げられます。

- (1) 各項目の内容が重複しないこと。
- (2) あまりに詳細な内容や固有名詞を避け、大きな柱でまとめること。
(変更の都度、定款変更に手續が必要になるため)

4 将来実施しようと計画している事業は、「その他目的を達成するために必要な事業」として整理し、事業計画等が具体化した時点で、定款を変更することが適当です。

定款の変更は総会の議決事項であり、定款変更申請後、2週間の縦覧期間と、2か月以内の期間を経て認証・不認証が決定しますので、事業開始等に間に合うよう準備する必要があります。

(その他の事業)

第6条 この法人は、前条の事業のほか、次の事業を行う。

(1) ○○○イベント等の開催事業

(2) ○○○に関する出版事業

⋮

2 前項に掲げる事業は、前条に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、前条に掲げる事業に充てるものとする。

【必要】

(説明)

- 1 その他の事業（収益事業等）を行う場合は、事業内容を具体的に記載する必要があります。
- 2 その他の事業において収益を生じた場合は、すべて特定非営利活動に充てなければなりませんが、収益事業に際して減価償却あるいは原材料の購入のための必要な資金に充てるることは認められます。
- 3 その他の事業を行わない場合は、本条は不要です。

第3章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

【任意】

(説明)

- 1 総会での議決権を有する社員の範囲が明確になるように記載してください。この定款例では、法上の社員は正会員だけです。
- 2 「賛助会員」とは、法人の財源を負担するだけの会員をいい、「名誉会員」とは、法人の運営に功績のあった者で名誉会員という地位を与えられたものです。
- 3 賛助会員と名誉会員に関する規定は、法人にこれらの会員を設けない場合には規定する必要がありません。

(入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

【必要】

(説明)

- 1 定款第7条において、正会員以外の会員について定めた場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできます（以下、定款第12条まで同じ。）。
- 2 会員の入会について条件を定めることはできますが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けることはできません（法第2条第2項第1号イ）。
- 3 条件を付ける場合は、法人の目的に照らして当該資格が必要であるとの合理的かつ客観的な理由が必要となります。
- 4 条件を定める場合は、次のように記載します。

(入会)

第8条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1)
- (2)

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

【任意】

(説明)

- 1 入会金又は会費の設定がない場合は、記載する必要はありません。
- 2 入会金又は会費がある場合は、その額を定款で明示する方法もありますが、額を変更する度に定款の変更（所轄庁の認証）が必要になりますので、本例のように、総会の議決事項として、設立当初の額のみを定款の附則に記載することもできます。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して〇年以上会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

【必要】

(説明)

- 1 社員（正会員）の資格の喪失に関して不当な条件を付けてはなりません（法第2条第2項第1号イ）。
- 2 会費を年会費とする法人が、第3号を「継続して1年以上」とする場合、社員の資格の喪失に関して不当な条件を付さないことを明確にするため、「期限を定めて督促しても納入しないとき」等の規定を定めておくことが適当です。
また、「正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき」という規定の仕方もあります。
- 3 除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く必要があります（定款第12条参照）。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

【必要】

(説明)

退会が任意であることを明確にします。任意に退会できない場合などは法に抵触します。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

【任意】

(説明)

- 1 総会の議決のほか、理事会等の議決とすることもできます。
- 2 会員の除名のような重要な事項は、4分の3以上などの特別多数を要件とすることが適当です。
- 3 第1項各号に該当するかどうかを客観的に判断することは困難ですので、その手続を慎重に行うため、除名されようとする会員に弁明の機会を与えることが適当です。

(拠出金品の不返還)

第13条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

【任意】

(説明)

入会金又は会費の設定がない場合は、それらの文言を削除します。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○人以上〇人以内
 - (2) 監事 ○人以上〇人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、〇人を副理事長とする。

【必要】

(説明)

- 1 理事は3人以上、監事は1人以上を置かなければなりません（法第15条）。

- 2 理事及び監事の定数は、記載例のようにある程度幅を持たせることは可能ですが、その幅が大きすぎないようにしてください。
- 3 第2項は、理事長、副理事長以外の名称（代表理事、副代表理事など）を使用することもできます。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

【任意】

(説明)

- 1 第1項は、総会以外（理事会）で役員を選任することも可能ですが、監事については、理事の業務執行の状況を監査するといった職務を負っており、監査する立場の者を監査される立場の理事や理事会で選任することは、監事の適正な職務執行が期待できないため、総会で選任することが望ましいと考えられます。
- 2 第3項の内容は法第21条に規定されていますので、定款に規定しなくても適用になりますが、定款によって法人の運営ルールを明らかにするためには、記載することが適当です。法律上は、理事と監事を合わせて6人以上いる場合に限り、配偶者若しくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができます。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、（理事長があらかじめ指名した順序によって、）その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

【任意】

(説明)

- 1 第1項及び第2項について、理事は、すべて法人の業務について法人を代表するとされており、代表権を制限する場合は定款に記載します（法第16条）。

なお、理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というように記載します。

- 2 代表権の制限に関する定めは登記事項となり、代表権を有する理事について登記しなければなりません。この場合、代表権を有さない理事の登記は不要です。
- 3 第3項について、副理事長が1人の場合には、()内の文言は不要です。
- 4 理事（長）が所有する建物や土地をNPO法人が借りる賃貸借契約等を結ぶような場合は、「利益相反行為」に該当する可能性があります。詳しくはP65を御参照ください。

(任期等)

第17条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【必要】

(説明)

- 1 役員の任期は、2年以内において定款で定める期間とされています（法第24条第1項）。
- 2 第2項について、定款第15条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法第24条第2項の規定に基づき、任期伸長規定を置くことができます。
- 3 第4項について、役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされています。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないので、至急後任者を選任する必要があります。

なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできません。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

【任意】

(説明)

法第22条に規定されていますが、定款によって法人の運営ルールを明らかにするために記載することが適当です。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

【任意】

(説明)

- 1 総会における正会員の議決については、定款第12条の除名の場合と同様に、4分の3以上などの特別多数を要件とすることが適當です。
- 2 総会の議決のほか、理事会等の議決とすることもできます。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

【任意】

(説明)

- 1 報酬を受ける役員の数は、総数の3分の1以下でなければなりません（法第2条第1項第1号ロ）。
- 2 第3項は、総会の議決のほか、理事会等の議決とすることもできます。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

【任意】

(説明)

理事でない顧問、相談役、参与等の職を設けることは、法人の任意です。

(職員)

第22条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

【任意】

(説明)

事務局を設ける場合、その組織及び事務分掌、専決及び代決事項、職員の給与その他待遇に関する必要なものは、別に規則、規程等で定めておくことが適當です。

第5章 総会

(種別及び構成)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

【必要】

(説明)

総会は、法人の最高意思決定機関かつ必置の機関ですから、定款をもってこれを置かないことはできません。

(権能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

【必要】

(説明)

- 1 定款で理事会等に委任したものを除き、すべての業務を総会の決議によって行うこととされています（法第14条の5）。
- 2 法定の総会議決事項である①定款の変更（法第25条）、②解散（法第31条）、③合併（法第34条）以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができます。

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度○回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

【必要】

(説明)

- 1 通常総会は、少なくとも毎年1回通常総会を開催しなければなりません（法第14条の2）。
- 2 正会員の請求による臨時総会の開催は、総社員（正会員）の5分の1以上からの請求を要しますが、法人の実態に応じて定款をもってこれを増減することができます（法第14条の3第2項）。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、総会の日の〇日前までに通知しなければならない。

【必要】

(説明)

- 1 第2項の招集は、30日以内とする例が多いようです。
- 2 第3項の招集通知は、少なくとも総会の日の5日前に行わなければならぬとされています（法第14条の4）が、正会員に確実に届くことを考慮する必要があります。
また、通知の方法は、「書面又は電子メール」とすることもできます。
- 3 通知する審議事項については、正会員が事前の調査をして利害の判断をしうる程度の内容であることが必要です。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

【任意】

(説明)

総会の円滑な運営を図るため、あらかじめ議長の権限や総会の運営の方法などを別に定めておく必要があります。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の〇分の〇以上の出席がなければ開会することができない。

【任意】

(説明)

定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上とされています（法第25条第2項）。法人の意思決定を行うにあたって、少数の正会員で総会を開催することは不自然であり、また、危険性もあるため、少なくとも構成員総数の2分の1以上（過半数）とすることが望まれます。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の〇分の〇以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

【任意】

(説明)

1 総会の議決事項は、定款に定めがない場合はあらかじめ通知された事項に限られます（法第14条の6）。

2 第3項は、総会を開催できない場合のみなし総会に関する規程であり（法14の9）電磁的記録とは、フロッピーディスクやCD-ROM、USBメモリ等、一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものといいます。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第50条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

【任意】

(説明)

1 総会において、社員たる会員は、定款に別段の定めがない限り、平等の表決権を有します（法第14条の7第1項及び第4項）。

2 書面表決は、各議案ごとに賛否を記載した書面を事前に提出する方法などを指します。

3 代理人には、定款例のように他の正会員に限定することもできますが、正会員以外の者でもよいと規定することも可能です。いずれの場合も、代理権を証する書面（委任状）を提出する必要があります。

4 第2項では、書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とした場合の記載例です（法第14条の7第3項）。電磁的方法とは、例えば、電子メールなどがこれに該当します。

5 代表権を有する理事（この定款では第16条の規定により理事長）が所有する建物や土地をNPO法人が借りる賃貸借契約等を結ぶような場合は、特別な利害関係を有する正会員に該当します。この場合、利益が相反するため、特別代理人の選任が必要なときがあります（法17の4）。申請時の流れや様式例につきましては、P65を御参照ください。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

【任意】

(説明)

- 1 議事録は、執行され、あるいは執行されようとする法人の行為の根拠が記録されるものです。したがって、法人の行為の適合、不適合を立証する重要な証拠となるものなので、長期間の保存に耐える方法で作成する必要があります。また、社員総会で代表権のある理事（この定款例では、定款第16条の規程により理事長）の選任を決議した場合、登記手続の関係で登録印の押印が必要となります。
- 2 第1項第2号は、定款第30条第2項で、電磁的方法による表決を可能とした場合の記載例です。
- 3 議事録署名人の選出は、総会の議事を始める前に行う必要があります。
- 4 第3項は、定款第29条第3項で電磁的記録による意思表示を可能とした場合の記載例です（法第14条の9①）。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

【任意】

(説明)

「理事をもって構成する」とは、理事会に出席して意見を表明し、議決に参加することができる者は理事のみであるという意味です。監事や参考人などが理事会の要請に基づいて出席した場合でも、理事会の必要に応じて意見を表明することに過ぎません。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

【任意】

(説明)

総会の権能（第24条）と整合性をとる必要があります。

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

【任意】

(説明)

第2号の招集請求の要件は増減できますが、3分の1以上が通例です。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して〇日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の〇日前までに通知しなければならない。

【任意】

(説明)

- 1 第2項の招集は、「14日以内」とする例が多いようです。
- 2 理事会の招集通知期限は法律に定められていませんが（総会は法第14条の4により少なくとも5日前とされています。）、通知が確実に本人に届くことを考慮して、余裕を持った日数を設定する必要があります。また、通知の方法は、「書面又は電子メール」とすることもできます。
- 3 通知する審議事項については、理事が事前の調査をして利害の判断をしうる程度の内容であることが必要です。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

【任意】

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の〇分の〇以上の出席がなければ開会することができない。

【任意】

(説明)

理事会の定足数について法の規定はありませんが、法人の意思決定を行うにあたって、少數の理事で理事会を開催することは不自然であり、また、危険性もあるため、少なくとも構成員総数の2分の1以上（過半数）とすることが望まれます。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の〇分の〇以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【任意】

(説明)

法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決します（法第17条）。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第2項及び第40条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることがない。

【任意】

(説明)

書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできます。記載の方法については、定款第30条を参照してください。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

【任意】

(説明)

理事会の議事録についても、総会の議事録（定款第31条）と同じ取扱いです。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

【必要】

(説明)

1 法人がその目的を達成するための事業活動を行う場合には、資金が必要であり、また、第三者に対しては資産が債務の引当てとなることから、法人にとって資産の存在は不可欠です。したがって、資産の構成、管理及び運用などの資産に関する規定は、定款に必ず記載しなければなりません。

2 資産は、会費が主なものですが、一般的には、その価値を金銭で表示できるすべてのものが法人の資産であり、本条はその内容を明らかにしたものです。したがって、法人として得たすべての収益は資産として構成され、適正に管理運用されなければなりません。

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産とする。

【任意】

(説明)

特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、本条は不要です。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

【必要】

(説明)

- 1 総会の議決のほか、理事会の議決とすることもできます。
- 2 法人の資産は、法人として社会的信用を保持し、事業の健全な遂行を確保するために、適正かつ効率的に運用される必要があります。特に、現金については、銀行、郵便局等に預け入れるなど安全有利な資産運用を図る必要があります。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

【任意】

(説明)

「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性・明瞭性の原則及び継続性の原則をいいます。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計とする。

【必要】

(説明)

特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、本条は不要です。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

【任意】

(説明)

平成15年のN P O法改正により、「予算準拠の原則」(法第27条第1号)が削除されているため、現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合は、定款第46条及び第47条についての記載は不要です。

(暫定予算)

第47条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

【任意】

(説明)

予算は、事業年度開始前に定めるのが原則ですが、通常総会を年1回と定め、かつ、通常総会で決算の承認と予算の決定を行う場合は、予算の成立日前に新年度予算の執行ができなくなりますので、法人の運営に支障が生じることを避けるために規定することが適当です。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

【任意】

(説明)

1 議決を経た事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）と事業年度末日現在の社員のうち10人以上の者の名簿を添えて、当該事業年度終了後3か月以内に所轄庁に提出しなければなりません（法第29条、条例第5条）。

2 事業報告書等の決算に関する書類は、法人の資産状態を会員に知らせ、資産の乱用を防止し、かつ、事務執行者たる理事個人の財産と法人の財産の混同を防止しようとするものですから、総会の議決事項とすることが適当です。

なお、定款第33条第2号の規定により、監事の監査、総会の議決前に、事業報告書等について理事会の議決を経る必要があります。

3 特定非営利活動法人は、剰余金を構成員に分配することはできません。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

【必要】

(説明)

事業年度の開始日や終了日については、特に法定されていないので自由に決めることができますが、法人の事業の実態に応じて定める必要があります。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならぬ事項に係るもの除く定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

【必要】

(説明)

- 1 定款の変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となります（法第25条第2項）。特別の定めをする場合でも、少数の正会員の意思によって変更できるとすることは適当ではありません。
- 2 所轄庁の認証を必要としない定款の変更（本条第1号から第7号に規定する事項）をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法第25条第6項）。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の〇分の〇以上の賛成を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

【必要】

(説明)

- 1 第1項各号の解散事由は、法第31条第1項に規定されているものですが、定款で解散事由を追加することもできます。
- 2 任意解散についても、総会の専権事項であり、他の機関が代わって議決することはできません。
- 3 解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の賛成が必要となります（法第31条の2）。特別の定めをする場合でも、少数の正会員の意思によって解散できることは適当ではありません。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、〇〇〇〇に譲渡するものとする。

【任意】

(説明)

- 1 残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合は、帰属先が客観的に確定できることが必要になるため、次に掲げる者のうちから、具体的な名称を記載します（法第11条第3項）。
 - (1) 他の特定非営利活動法人
 - (2) 国又は地方公共団体
 - (3) 公益社団法人又は公益財団法人
 - (4) 私立学校法第3条に規定する学校法人
 - (5) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
 - (6) 更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人
- 2 帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます（法第32条第2項）。また、これによっても処分されない財産は、国庫に帰属することになります（法第32条第3項）。
- 3 設立認証申請時に、適切な帰属先を決定できない場合は、次のように規定し、解散時の総会で具体的な帰属先を決めることが可能です。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

【任意】

(説明)

- 1 合併についても、解散と同様に総会の専権事項であり、他の機関が代わって議決することはできません。
- 2 特別多数要件は、定款で別に定めない場合は、正会員総数の4分の3以上となります（法第34条）が、特別の定めをする場合でも、解散と同様に、少數の会員の意思によって合併できることとは適当ではありません。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、〇〇新聞及び官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇〇に掲載して行う。

【必要】

(説明)

- 1 公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられます。

- 2 官報以外の公告方法を選択した場合であっても、次の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要があります。
- ① 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法第31条の10第4項）
 - ② 清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の広告（法第31条の12第4項）
- 3 平成28年のNPO法改正により、NPO法人は毎事業年度、次の①～④のうち定款で定める方法により貸借対照表を公告することが義務づけられています。
- ① 官報に掲載する方法
 - ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - ③ 電子公告（法人のホームページ等）
 - ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法
- ※詳しくはP59「貸借対照表の公告」を御覧下さい。

第10章 雜則

(委任)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。
【任意】

(説明)

本条は、この定款の施行について必要な事項すなわち法人の運営について、この定款に定めのある事項及び理事会が総会に付議すると決定した事項を除き、企画、立案者が理事長であることを明らかにしたものです。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
副理事長	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
理事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
理事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
監事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第46条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金

正会員	個人	〇〇〇円	団体	〇, 〇〇〇円□
賛助会員	個人	〇〇〇円	団体	〇, 〇〇〇円
 - (2) 年会費

正会員	個人	〇〇〇円	団体	〇, 〇〇〇円□
賛助会員	個人	1口	〇〇〇円	(1口以上)
	団体	1口	〇, 〇〇〇円	(1口以上)

【必要】

(説明)

- 1 設立当初の役員を定めておかないと、法人設立後に総会を招集する者がいなくなり、法人運営に支障をきたすことになるため、附則で規定します。
- 2 設立当初の役員の任期については、成立の日から2年を超えてはなりません（法第24条第1項）。総会の開催時期を考慮に入れて、任期末日を事業年度末日の2～3か月後に設定することが適当です。
例えば、5月に総会を開催する団体が、「5月31日まで」と規定した場合、総会で議決する新しい役員の任期は、「6月1日から」となります。
- 3 第4項の規定がないと、設立総会で決定された初年度の事業計画及び予算を法人の成立後に再度総会で議決する必要が生じます。
- 4 法人の設立の認証は事業年度の途中で行われる場合が多いことから、設立当初の事業年度を明確にするため第5項の規定が必要になります。
- 5 第6項の規定がないと、設立総会で決定された入会金及び会費を法人の成立後に再度総会で議決する必要が生じます。

【記載例】

様式第1号（第2条関係）

設立認証申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所又は居所 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

氏名 ○ ○ ○ ○

平日の昼間に連絡がとれる番号
(携帯電話可) を

電話番号

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

0 9

記

定款の記載と完全に一致させる

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

特定非営利活動法人〇〇〇〇

○ ○ ○ ○

宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

宮崎県〇〇市大字〇〇 〇番地〇

町名・地番まで記載する

この法人は、〇〇〇〇に対して、〇〇〇〇に関する事業を行い、もって〇〇〇〇に寄与することを目的とする。

定款の記載と完全に一致させる

(備考) 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。

【様式例】（法第10条第1項第2号イ関係）

※すべての役員について、記載する

役員名簿

理事、監事の区分や理事長、副理事長の区分が分かるように記載

特定非営利活動法人○○○○

役職名	ふり 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	○ ○ ○ ○	宮崎県○○市○○町○丁目○番○号	有
副理事長	○ ○ ○ ○	宮崎県○○市○○町○○番地	無
理事	○ ○ ○ ○	鹿児島県○○市○○町○○番地	無
理事	○ ○ ○ ○	・・・・・・・・・・	無
理事	○ ○ ○ ○	・・・・・・・・・・	無
監事	○ ○ ○ ○	・・・・・・・・・・	無

ふりがなを記載する

氏名及び住所又は居所は、住民票の表記どおり正確に記載する

役員が事務局職員を兼務して給与を受ける場合や実費弁償程度の旅費等を受ける場合は役員報酬には該当しない。

【様式例】（法第10条第1項第2号口関係）

原本は申請者が保管するので、原本をコピーして写しを提出する

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 殿

就任承諾書及び誓約書

住民票の表記どおりに記載

住所又は居所 宮崎県〇〇市〇〇町〇〇番地〇
氏 名 ○ ○ ○ ○

監事の場合は「監事」と記載

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

参考

【特定非営利活動促進法第20条の規定】

次の各号にいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (3) 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- (4) 暴力団の構成員等
- (5) 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- (6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

【特定非営利活動促進法施行規則第2条の2】

法第20条第6号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

【法第21条の規定】

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

【様式例】（法第10条第1項第3号関係）

社員のうち10人以上の者の名簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

正会員（個人）

氏名	住所又は居所
○ ○ ○ ○	宮崎県〇〇市〇〇 〇丁目〇〇番〇号
○ ○ ○ ○	宮崎県〇〇郡〇〇町大字〇〇 〇〇番地
○ ○ ○ ○	・・・・・・・・
○ ○ ○ ○	・・・・・・・・
○ ○ ○ ○	・・・・・・・・
○ ○ ○ ○	・・・・・・・・
○ ○ ○ ○	・・・・・・・・

正会員（団体）

団体名	代表者氏名	住所又は居所
株式会社〇〇〇〇	○ ○ ○ ○	・・・・・
有限会社〇〇〇〇	○ ○ ○ ○	・・・・・
〇〇〇の会	○ ○ ○ ○	・・・・・

- ・ 法人等が社員となる場合は、団体名と併せて代表者氏名を記載する。
- ・ 任意団体の住所又は居所は、代表者の住所又は居所を記載する。
- ・ 10人以上であれば社員全員を記載する必要はない。

【様式例】（法第10条第1項第4号関係）

確 認 書

特定非営利活動法人○○○○は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、令和○○年○○月○○日に開催された設立総会において確認しました。

設立総会開催日以降の日付

令和○○年○○月○○日

特定非営利活動法人○○○○

設立代表者 宮崎県○○市○○町○丁目○番地○号

○ ○ ○ ○

【法第2条第2項第2号の規定】

その行う活動が次のいずれかにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

【法第12条第1項第3号の規定】

次に掲げる団体に該当しないものであること。

- イ 暴力団
- ロ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

【様式例】（法第10条第1項第5号関係）

設立趣旨書

1 設立の趣旨

21世紀の日本は、世界のどの国も経験したことのない早さで超高齢社会を迎えていま
す。

21世紀の宮崎県で、高齢者が安心して老後を過ごせる地域社会を実現するためには、
介護を地域全体で支える仕組みを当事者を中心とした地域住民の参加により作り上げて
いかなければなりません。

本会は、誰もが気軽に参加できる活動を中心としながら、地域福祉サービス活動を社
会的な事業として継続できるよう特定非営利活動法人として設立するものです。

「設立の趣旨」には、以下のことを記載する。

- ・定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点
- ・法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由
- ・法人格が必要となった理由

2 申請に至るまでの経過

○○○○の会は、令和○○年○○月○○日に任意団体として設立し、現在に至ってい
ます。

設立以来、地域福祉に関わる相談窓口的役割を果たせるよう保健・福祉・医療機関及
び行政機関との連携を密にした活動を行ってきましたが、今後、さらに、認知症の方の
ためのグループホームなどの継続的な事業を展開できるよう特定非営利活動法人の設立
認証の申請を行うものです。

「申請に至るまでの経過」には、以下のことを記載する。

- ・法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯
(活動実績がある場合は、これまでに取り組んできた具体的な活動内容)

令和○○年○○月○○日

設立総会開催日

特定非営利活動法人○○○○

設立代表者 ○ ○ ○ ○

原本は申請者が保管するので、原本をコピーして写しを提出する

【様式例】（法第10条第1項第6号関係）

特定非営利活動法人〇〇〇〇 設立総会議事録

- 1 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇時～〇時
- 2 開催場所 〇〇市〇〇番地〇 〇〇会館〇〇号室
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席
(うち書面表決者〇人、電磁的方法による表決者〇人、表決委任者〇人)

4 審議事項

- (1) 設立趣旨及び確認書に関する件
- (2) 定款及び設立当初の会費に関する件
- (3) 財産目録に関する件
- (4) 事業計画及び活動予算に関する件
- (5) 役員に関する件
- (6) 設立代表者選任に関する件

5 議事の経過の概要及び議決の結果

定刻に至り、設立者の〇〇〇〇氏が開会の辞を述べた。本日の設立総会の議長の選出を諮ったところ、満場一致で、〇〇〇〇が議長に選任された。

議長より、本日の議事の経過を議事録にまとめるに当たり議事録署名人2名を選任したい旨を諮り、互選により〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名を選任した。

(1) 設立趣旨及び確認書に関する件

議長より別紙の設立趣旨書案及び別紙確認書案を配付し、この趣旨のもとで特定非営利活動法人〇〇〇〇を設立したい旨を諮ったところ、異議なく可決された。

(2) 定款及び設立当初の会費に関する件

議長より別紙の定款案を配付し、逐条審議したところ原案どおり異議なく可決された。また、設立当初の会費について、定款附則に記載のとおり正会員・賛助会員の個人は〇〇円、団体は〇〇円と提示があり、全員異議なく原案どおり可決された。

(3) 財産目録に関する件

議長より別紙の財産目録を配付し、この構成について異議なく可決された。

(4) 事業計画及び活動予算に関する件

議長より設立初年度、次年度の事業計画書案及び活動予算書案を配付し、詳細に検討したところ異議なく原案どおり可決された。

(5) 役員に関する件

議長より設立当初の役員の人選について諮り、審議の結果、定款附則のとおり理事、監事を決定した。

(6) 設立代表者選任に関する件

議長より宮崎県に対する設立認証申請書等、この法人の設立に関し執行する設立代表者の選任を諮ったところ、○○○○氏を設立代表者として選任することになり、全員異議なくこれに賛成し決定した。

また、議長より宮崎県に対する設立認証申請に伴い、申請書類に記載されている字句をその本旨に反しない程度に修正することについては設立代表者に委任する旨諮ったところ、満場一致で承認された。

以上をもって議長は設立総会の議案全部の審議を終了した旨を述べ、○時閉会を宣言した。

以上の議決を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名(※)する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

設立総会開催日以降

議 長 ○ ○ ○ ○

議事録署名人 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

※定款で「署名」と定めている場合。

署名（自筆）

【様式例】（法第10条第1項第7号関係）

令和〇〇年度事業計画書

(令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)

設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書
は、それぞれ別葉として作成する。
設立当初の事業年度分は「法人成立の日から」とする。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業活動方針

本法人の目的及び事業に対する社会の要望に応えるため、本年度においては認知症の方のためのグループホーム事業の必要性についての啓発を重点的に行い、併せて高齢者のためのふれあい・いきいきサロン事業を行う。

2 事業内容

（1）特定非営利活動に係る事業

① 福祉・保健に関する調査・研究事業

ア 公的介護保険制度導入に伴うサービス選択可能性調査

- ・ 実施時期 令和〇〇年〇月～〇月
- ・ 調査対象 老健施設入所者又はその家族
- ・ 調査内容 ・・・・・・

イ 認知症の方のためのグループホームの施設内試行調査

- ・ 実施時期 令和〇〇年〇月～〇月
- ・ 調査対象 ・・・・・・
- ・ 調査内容 ・・・・・・

② 福祉・保健に関する広報・啓発事業

ア 映画上映会・シンポジウムの開催

- ・ 実施時期 令和〇〇年〇月
- ・ 実施内容 認知症のことを考える映画「・・・・」の上映

県外実践者によるシンポジウム「私のまちのグループホーム」

③ 高齢者のためのふれあい・いきいきサロン事業

ア ふれあい茶会（毎週○曜）

外出の機会の少なくなった方をお誘いする茶会

イ いきいき料理教室（毎週○曜）

配食サービスの好評メニューを会員がアレンジして料理

④ その他

・・・・・

(2) その他の事業

① ・・・・・

「他の事業」を行う場合のみ記載する。
定款上「他の事業」に関する事項を定めているものの、
設立当初の事業年度に他の事業を実施する予定がない場合は、「実施予定なし」と記載する。

② ・・・・・

【様式例】（法第10条第1項第8号関係「設立当初の事業年度の活動予算書」）

令和〇〇年度 活動予算書
(法人成立の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費	×××		
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
・・・・・			
2 受取寄附金	×××	×××	
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
・・・・・			
3 受取助成金等	×××	×××	
受取民間助成金	×××		
・・・・・			
4 事業収益	×××	×××	
〇〇事業収益			
5 その他収益	×××	×××	
受取利息	×××		
雑収益	×××		
・・・・・			
経常収益計	×××	×××	
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
・・・・・			
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
・・・・・			
その他経費計	×××		
事業費計	×××		

2 管理費	人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳記載			
(1) 人件費		× × ×		
役員報酬		× × ×		
給料手当		× × ×		
法定福利費		× × ×		
退職給付費用		× × ×		
福利厚生費		× × ×		
・・・・・		× × ×		
人件費計		× × ×		
(2) その他経費				
会議費		× × ×		
旅費交通費		× × ×		
減価償却費		× × ×		
支払利息		× × ×		
・・・・・		× × ×		
その他経費計		× × ×		
管理費計			× × ×	
経常費用計				× × ×
当期経常増減額				× × ×
III 経常外収益				
1 固定資産売却益		× × ×		
・・・・・		× × ×		
経常外収益計				× × ×
IV 経常外費用				
1 過年度損益修正損		× × ×		
・・・・・		× × ×		
経常外費用計				× × ×
当期正味財産増減額	次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額一致			× × ×
設立時正味財産額				× × ×
次期繰越正味財産額				× × ×

※ 当該年度は、その他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人は
この脚注は不要。

重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む。）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

【様式例】（法第10条第1項第8号関係「翌事業年度の活動予算書」）

令和〇〇年度 活動予算書
(令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費	×××		
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
・・・・・			
2 受取寄附金	×××	×××	
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
・・・・・			
3 受取助成金等	×××	×××	
受取民間助成金	×××		
・・・・・			
4 事業収益	×××	×××	
〇〇事業収益			
5 その他収益	×××	×××	
受取利息	×××		
雑収益	×××		
・・・・・			
経常収益計	×××	×××	
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
・・・・・			
人件費計	×××		
(2) その他経費			
施設等受入評価益			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
・・・・・			
その他経費計	×××		
事業費計	×××		

2 管理費	人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳記載		
(1) 人件費		× × ×	
役員報酬		× × ×	
給料手当		× × ×	
法定福利費		× × ×	
退職給付費用		× × ×	
福利厚生費		× × ×	
・・・・・		× × ×	
人件費計		× × ×	
(2) その他経費			
会議費		× × ×	
旅費交通費		× × ×	
減価償却費		× × ×	
支払利息		× × ×	
・・・・・		× × ×	
その他経費計		× × ×	
管理費計		× × ×	
経常費用計			× × ×
当期経常増減額			× × ×
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		× × ×	
・・・・・		× × ×	
経常外収益計			× × ×
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		× × ×	
・・・・・		× × ×	
経常外費用計			× × ×
当期正味財産増減額	当初の事業年度の活動予算書の「次期繰越正味財産額」と金額一致		× × ×
前期繰越正味財産額			× × ×
次期繰越正味財産額			× × ×

※ 当該年度は、その他の事業の実施を予定していません。

他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。

重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む。）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

【記載例】

様式第1号の2（第4条関係）

補 正 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

設立認証申請書と一致させる

住所若しくは居所又は

主たる事務所の所在地 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

氏名又は名称及び代表者の氏名 ○ ○ ○ ○

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日に申請した〔補正する書類の種類〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（第25条第5項及び第34条第5項において準用する第10条第4項）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正後と申請段階の対照表は、次のように作成する

補正後	申請段階
第〇条 ○〇〇〇…	第〇条 △△△△…
⋮	⋮

2 補正の理由

(備考)

- 1 [補正する書類の種類]には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- 2 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

【記載例】

様式第2号（第5条関係）

登記完了届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ 殿

主たる事務所の所在地 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表者の氏名 ○ ○ ○ ○

当法人の設立（合併）の登記が完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項（第39条第2項において準用する第13条第2項）の規定により届け出ます。

【様式例】（法第14条関係）

登記事項証明書に記載してある
法人設立の年月日を記載

設立時の財産目録

(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	×××
手元現金	×××
××銀行普通預金	×××
未収金	×××
××事業未収金	×××
・・・・・	×××
流動資産合計	×××
2 固定資産	
(1) 有形固定資産	
什器備品	×××
パソコン 1 台	×××
応接セット	×××
・・・・・	×××
歴史的資料	評価せず
・・・・・	×××
有形固定資産計	×××
(2) 無形固定資産	
ソフトウェア	×××
財務ソフト	×××
・・・・・	×××
無形固定資産計	×××
(3) 投資その他の資産	
敷金	×××
〇〇特定資産	×××
××銀行定期預金	×××
・・・・・	×××
投資その他の資産計	×××
固定資産合計	×××
資産合計	×××
II 負債の部	
1 流動負債	
未払金	×××
事務用品購入代	×××
・・・・・	×××
預り金	×××
源泉所得税預り金	×××
・・・・・	×××
・・・・・	×××
流動負債合計	×××
2 固定負債	
長期借入金	×××
××銀行借入金	×××
・・・・・	×××
・・・・・	×××
固定負債合計	×××
負債合計	×××
正味財産	×××

正味財産＝資産合計－負債合計

第3章 NPO法人の管理・運営について

1 毎事業年度終了後の報告

(1) 所轄庁への提出

NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません（法29、条例5）。

なお、所轄庁は、事業報告書等についてNPO法人から3年以上にわたって提出が行われないときは、NPO法人の設立の認証を取り消すことができます（法43①）。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	事業報告書等提出書<宮崎県規則様式第5号の3>	1部	67
2	前事業年度の事業報告書	2部	68
3	活動計算書	2部	70
4	貸借対照表	2部	78
5	財産目録	2部	84
6	年間役員名簿 (前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)	2部	92
7	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿 (氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面)	2部	93

※ 県に提出する場合の部数を記載しています。権限移譲市町に提出する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

(2) 貸借対照表の公告

NPO法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません（法28の2）。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。法人のホームページ等）

④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

※官報掲載、日刊新聞紙掲載の場合は、1度掲載することで公告となります。電子公告の場合は5年間、主たる事務所の掲示場の場合は1年間、継続して公告する必要があります。

2 役員変更等の届出

NPO法人は、役員について、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の異動、改姓又は改名があった場合には、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法23①）。

なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じたときには、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令3①）。

※ 代表権を有する者が任期満了とともに再任した場合でも登記が必要となります。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	役員の変更等届出書<宮崎県規則様式第3号>	1部	94
2	変更後の役員名簿（各役員の氏名及び住所、報酬の有無を記載）	2部	95
3	新任の役員の就任承諾書及び誓約書の写し	1部	96
4	新任の役員の住所又は居所を証する書面（住民票等） ※6か月以内のもの	1部	—

※ 県に提出する場合の部数を記載しています。権限移譲市町に提出する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

3 定款の変更

NPO法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません（法25①）。社員総会の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません（定款に特別の定めがある場合には、この限りではありません。）（法25②）。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされます（法14の9①）。

（1）所轄庁の認証が必要な場合

NPO法人は、次の①～⑩に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、所轄庁に申請書を提出して認証を受けなければなりません（法25③④）。

① 目的

② 名称

③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

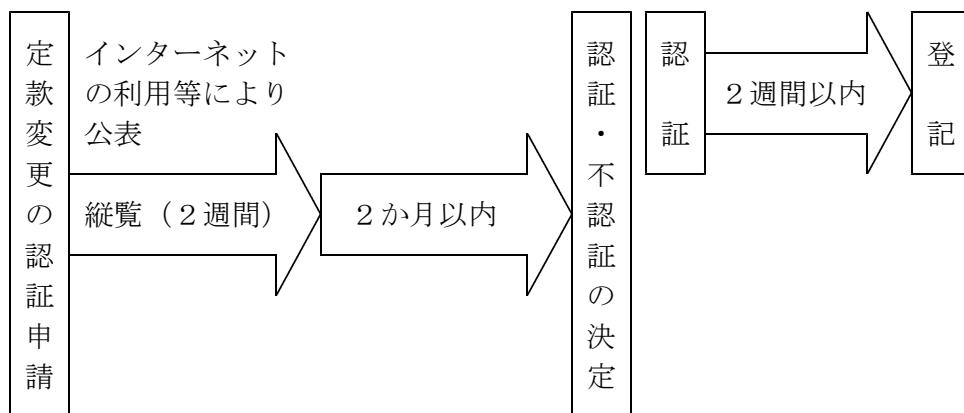
④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

※変更後の所在地が県内の場合は、認証ではなく届出となります。（P63参照）

⑤ 社員の資格の得喪に関する事項

- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

定款の変更にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理された日から2週間、公衆の縦覧に供されるとともに遅滞なくインターネットの利用等により公表されることになります。所轄庁は、申請書の縦覧期間の2週間経過後2か月以内に認証又は不認証の決定を行います（法25⑤）。



※ 認証後、NPO法人は、目的等、登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、3週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令3①、11③）。

ア 定款変更認証の申請

定款変更の認証を受ける場合は、次の書類を所轄庁に提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	定款変更認証申請書<宮崎県規則様式第4号>	1部	97
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し	1部	98
3	変更後の定款	2部	19

※事業の変更を伴う定款の変更である場合に提出する書類		提出部数	参照ページ
4	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 (事業の変更を伴う場合のみ提出)	2部	49
5	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 (事業の変更を伴う場合のみ提出)	2部	51

※所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に提出する書類		提出部数	参照ページ
6	役員名簿（各役員の氏名及び住所、報酬の有無を記載）	2部	42
7	宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと等の確認書	1部	45
8	前事業年度の事業報告書	2部	68
9	活動計算書	2部	70
10	貸借対照表	2部	78
11	財産目録	2部	84
12	年間役員名簿 (前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)	2部	92
13	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿 (氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面)	2部	93
※	設立後、8～13の書類が作成されるまでの間は、それらの書類に代えて、設立時の事業計画書、活動予算書及び財産目録	2部	49、51、57

※ 県に提出する場合の部数を記載しています。権限移譲市町に提出する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

イ 定款変更認証申請書類に係る補正の申立て

上記アにより提出した申請書又は添付書類に「軽微な不備」があるときは、次の書類を所轄庁に提出して補正することができます（法25⑤において準用する法10③）。

※ 「軽微な不備」とは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとします（条例3）。

提 出 書 類		提出部数	参照ページ
1	補正書＜宮崎県規則様式第1号の2＞	1部	99
2	補正後の申請書又は添付書類	アに同じ	—

(2) 所轄庁への届出のみ必要な場合（認証を受ける必要がない場合）

NPO法人が次の①～⑧に掲げる事項のみに係る定款の変更を行う際には、所轄庁の認証は不要ですが、届出を行わなければなりません（法25③④）。

- ① 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わない場合に限る。）
- ② 役員の定数
- ③ 資産に関する事項
- ④ 会計に関する事項
- ⑤ 事業年度
- ⑥ 解散に関する事項（残余財産の処分に関する事項を除く。）
- ⑦ 公告の方法
- ⑧ 法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等）

※ 事務所の所在地の変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、3週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令3①、11③）。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	定款変更届出書<宮崎県規則様式第5号>	1部	100
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し	1部	98
3	変更後の定款	2部	19

※ 県に提出する場合の部数を記載しています。権限移譲市町に提出する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

(3) 定款変更登記を行った場合の届出

定款変更の登記完了後、遅滞なく、次の書類を所轄庁に提出しなければなりません（法25⑦）。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	定款変更登記完了提出書<宮崎県規則様式第5号の2>	1部	101
2	登記事項証明書（原本+写し）	2部	—

※ 2は原本と写し1通をあわせて2部提出してください。

※ 県に提出する場合の部数を記載しています。権限移譲市町に提出する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

4 NPO法人の情報公開

NPO法人は、毎事業年度初めの3月以内に、事業報告書等を作成し、翌々事業年度の末日までの間、そのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法28①）。

また、最新の役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）をそのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法28①）。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません（法28③）。

備え置かなければならない書類		備 考
事業報告書等	事業報告書	作成日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで
	活動計算書	
	貸借対照表	
	財産目録	
	年間役員名簿 (前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)	
	社員のうち10人以上の者の名簿 (氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面)	
役員名簿		最新のもののみ
定款等	定款	
	認証書の写し	
	登記事項証明書の写し	

《利益相反行為について》

代表権を有する理事（※1）が、自己が代表権を有するN P O 法人と取引を行う場合は、利益が相反する行為（利益相反行為）となる場合があります（※2）。利益相反行為に該当する場合、理事長は代表権を有しないため、特別代理人の選任が必要となります（法17の4）。

選任の流れは次のとおりです。詳しくは、所轄庁に御相談ください。

①法人が社員総会を開催し、特別代理人を選出する。

②特別代理人の選任を所轄庁に請求する。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	特別代理人選任請求書	1部	102
2	社員総会の議事録の写し	1部	98
3	特別代理人就任承諾書及び誓約書の写し	1部	103
4	特別代理人の住所又は居所を証する書面（住民票等） ※6か月以内のもの	1部	—
5	法人との利益が相反する事項が確認できる書類 例：利益相反行為に関する契約書案、不動産登記事項全部証明書等		—

③所轄庁が特別代理人の選任を法人に通知した後、特別代理人が取引を行う。

※1 代表権を有する者と特別代理人の選任について

法人の定款で代表権を理事長に制限している場合があり、この場合は、代表権を有する者は理事長に限られます（P25定款例第16条参照）。

特別代理人の選任が必要かどうかは、定款や契約等相手方の判断などによって異なりますので、詳しくは所轄庁に御相談ください。

※2 利益相反行為に当たる具体例

- ・代表権を有する理事が所有する土地、建物の賃貸借契約、抵当権の設定
- ・代表権を有する理事が代表を務める株式会社との委託契約

【記載例】

様式第5号の3（第10条、第21条及び第26条関係）

事業報告書等提出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

主たる事務所の所在地 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表者の氏名 ○ ○ ○ ○

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

平日の昼間に連絡がとれる番号
(携帯電話可) を

当法人の前事業年度（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（第52条第1項（第62条において準用する第52条第1項）の規定により読み替えて適用する第29条）の規定により、提出します。

記

1 前事業年度の事業報告書 2部

2 前事業年度の活動計算書 2部

3 前事業年度の貸借対照表 2部

4 前事業年度の財産目録 2部

5 前事業年度の年間役員名簿 2部

6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 2部

【様式例】（法第28条第1項関係）

令和〇〇年度事業報告書

（令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）

前事業年度の自至年月日を記載する。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業の成果

本年度の重点的な目標とした認知症高齢者のためのグループホーム事業の必要性の啓発については、映画上映会の開催により家族をはじめとする県民に周知することができたが、施行調査については、事業予算が確保できずボランティアによる単発的なものに終わった。

高齢者のためのふれあい・いきいきサロン事業の利用者数は、法人化前に比べ5割増（事業計画の2割増）となり、メニューの拡大を検討しているところである。

2 事業内容

（1）特定非営利活動に係る事業

① 福祉・保健に関する調査・研究事業

ア 公的介護保険制度導入に伴うサービス選択可能性調査

- ・ 実施時期 令和〇〇年〇月～〇月
- ・ 調査対象 老健施設入所者〇〇名
- ・ 調査内容 ・・・・・・

イ 認知症の方のためのグループホームの施設内試行調査

- ・ 実施時期 令和〇〇年〇月～〇月
- ・ 調査対象 ・・・・・・
- ・ 調査内容 ・・・・・・

② 福祉・保健に関する広報・啓発事業

ア 映画上映会・シンポジウムの開催

- ・ 実施時期 令和〇〇年〇月
- ・ 実施内容 認知症のことを考える映画「・・・・」の上映
県外実践者によるシンポジウム「私のまちのグループホーム」
入場者数〇〇名

③ 高齢者のためのふれあい・いきいきサロン事業

(利用者総数：延べ〇〇名、ボランティア参加：延べ〇〇名)

ア ふれあい茶会（毎週〇曜）

外出の機会の少なくなった方をお誘いする茶会

イ いきいき料理教室（毎週〇曜）

配食サービスの好評メニューを会員がアレンジして料理

④ その他

・・・・・

(2) その他の事業 ① ・・・・・・

「他の事業」を行う場合のみ記載する。
定款上「他の事業」に関する事項を定めているものの、
当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合は、
「実施しなかった」と記載する。

② ・・・・・・

【様式例】（法第28条第1項関係「活動計算書」）

令和〇〇年度 活動計算書

(令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費	×××		
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
・・・・・			
2 受取寄附金	×××	×××	
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
・・・・・			
3 受取助成金等	×××	×××	
受取民間助成金	×××		
・・・・・			
4 事業収益	×××	×××	
〇〇事業収益			
5 その他収益	×××	×××	
受取利息	×××		
雑収益	×××		
・・・・・			
経常収益計	×××	×××	
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
・・・・・			
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
・・・・・			
その他経費計	×××		
事業費計	×××		

2 管理費	人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳記載			
(1) 人件費		× × ×		
役員報酬		× × ×		
給料手当		× × ×		
法定福利費		× × ×		
退職給付費用		× × ×		
福利厚生費		× × ×		
・・・・・		× × ×		
人件費計		× × ×		
(2) その他経費				
会議費		× × ×		
旅費交通費		× × ×		
減価償却費		× × ×		
支払利息		× × ×		
・・・・・		× × ×		
その他経費計		× × ×		
管理費計			× × ×	
経常費用計				× × ×
当期経常増減額				× × ×
III 経常外収益				
1 固定資産売却益		× × ×		
・・・・・		× × ×		
経常外収益計				× × ×
IV 経常外費用				
1 過年度損益修正損		× × ×		
・・・・・		× × ×		
経常外費用計				× × ×
税引前当期正味財産増減額	前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額一致			
法人税、住民税及び事業税				
当期正味財産増減額				× × ×
前期繰越正味財産額	貸借対照表の「正味財産合計」と金額一致			
次期繰越正味財産額				× × ×

※ 当該年度は、その他の事業を実施していません。

他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。

重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む。）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

【記載例】（法第28条第1項関係「活動計算書」）

令和〇〇年度 活動計算書

(令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費	750,000		
2 受取寄附金	290,000		
3 その他収益	10,000		
経常収益計		1,050,000	
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	200,000		
臨時雇賃金	200,000		
人件費計		600,000	
(2) その他経費			
旅費交通費	300,000		
通信運搬費	100,000		
その他経費計	400,000		
事業費計		600,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	150,000		
通信運搬費	100,000		
減価償却費	50,000		
雑費	50,000		
その他経費計	350,000		
管理費計		350,000	
経常費用計		950,000	
当期正味財産増減額		100,000	
前期繰越正味財産額		450,000	
次期繰越正味財産額		550,000	

受取会費は確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分ける。

「事業費」と「管理費」について、それぞれ「人件費」と「その他経費」に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

現預金以外には資産・負債がない場合には、当期の現預金の増減額を表す。

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と、貸借対照表の「正味財産の部」の合計額が一致することを確認する。

【様式例】（法第28条第1項関係「活動計算書（その他の事業がある場合）」）

令和〇〇年度 活動計算書

(令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費 正会員受取会費 ・・・・・	×××		×××
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益 ・・・・・	××× ××× ××× ×××		××× ××× ××× ×××
3 受取助成金等 受取民間助成金 ・・・・・	×××		××× ×××
4 事業収益 ○○事業収益 △△事業収益	×××		××× ×××
5 その他収益 受取利息 雑収益 ・・・・・	××× ××× ×××	×××	××× ××× ×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1 事業費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 ・・・・・	××× ××× ××× ××× ××× ×××	×××	××× ××× ××× ×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息 ・・・・・	××× ××× ××× ××× ××× ×××		××× ××× ××× ××× ××× ×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 ・・・・・	××× ××× ××× ××× ××× ×××		××× ××× ××× ××× ××× ×××
人件費計	×××		×××

(2) その他経費		
会議費	×××	×××
旅費交通費	×××	×××
減価償却費	×××	×××
支払利息	×××	×××
・・・・・	×××	×××
その他経費計	×××	×××
管理費計	×××	×××
経常費用計	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××
III 経常外収益	×××	×××
1 固定資産売却益		
・・・・・	×××	×××
経常外収益計	×××	×××
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
・・・・・	×××	×××
経常外費用計		
経理区分振替額		
当期正味財産増減額	×××	△×××
前期繰越正味財産額	×××	×××
次期繰越正味財産額		×××

他の事業
で得た利益の
振替額

×××		×××
×××		×××
×××		×××
×××		×××
×××		×××
×××		×××
×××		×××
×××	×××	×××
×××	×××	×××
×××		×××
×××		×××
×××		×××
×××		×××
×××		×××
×××	△×××	×××
×××	×××	×××
		×××
		×××

貸借対照表の「正味
財産合計」と金額が
一致

前事業年度活動
計算書の「次期
繰越正味財産額
」と金額が一致

活動計算書（活動予算書）の科目例

※ 一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示しています。
該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめてまかまいません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1 受取会費 正会員受取会費	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。
賛助会員受取会費	<ul style="list-style-type: none"> ・対価性が認められず明らかに贈与と認められる場合や、それを含む場合があり、P S Tの判定時に留意が必要。
2 受取寄附金 受取寄附金 資産受贈益	<ul style="list-style-type: none"> ・無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。
施設等受入評価益	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
ボランティア受入評価益	<ul style="list-style-type: none"> ・提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
3 受取助成金等 受取助成金 受取補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
4 事業収益 売上高	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の種類ごとに区分して表示することができる。 ・販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供等により得た収益。 ・サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5 ○○利用会員受取会費 その他収益 受取利息 為替差益 雜収益	<ul style="list-style-type: none"> ・為替換算による差益。なお、為替差損がある場合は相殺して表示する。 ・いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目的金額が他と比して過大になることは望ましくない。
II 経常費用	
1 事業費 (1) 人件費 給料手当 臨時雇賃金 ボランティア評価費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。
法定福利費 退職給付費用	<ul style="list-style-type: none"> ・退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 ・給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
(2) その他経費 売上原価	<ul style="list-style-type: none"> ・販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。
業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費 旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等に対する謝礼金。

勘定科目	科目的説明
車両費	<ul style="list-style-type: none"> ・車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 ・電話代や郵送物の送料等。
通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・電気代、ガス代、水道代等。 ・事務所の家賃や駐車場代等。 ・少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。 ・無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
施設等評価費用	
減価償却費 保険料 諸会費 租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい。
研修費 支払手数料 支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 ・為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 ・いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目的金額が他と比して過大になることは望ましくない。
2 管理費	
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用	<ul style="list-style-type: none"> ・退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 ・給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
(2) 通勤費 福利厚生費 その他経費 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費	<ul style="list-style-type: none"> ・車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 ・電話代や郵送物の送料等。
通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・電気代、ガス代、水道代等。 ・事務所の家賃や駐車場代等。 ・少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
減価償却費 保険料 諸会費	

勘定科目	科目的説明
租税公課 支払手数料 支払利息 雑費	<ul style="list-style-type: none"> 収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい。
III 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等からの借入れに係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目的金額が他と比して過大になることは望ましくない。
IV 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損	<ul style="list-style-type: none"> 過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
V 経理区分振替額 経理区分振替額	<ul style="list-style-type: none"> 過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。 その他の事業がある場合の事業間振替額。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む。）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金（補助金・助成金）の使途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に、「受取寄附金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載する。

【様式例】（法第28条第1項関係「貸借対照表」）

令和〇〇年度 貸借対照表
(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	×××
未収金	×××
・・・・・	×××
流動資産合計	×××
2 固定資産	
(1) 有形固定資産	
車両運搬具	×××
什器備品	×××
・・・・・	×××
有形固定資産計	×××
(2) 無形固定資産	
ソフトウェア	×××
・・・・・	×××
無形固定資産計	×××
(3) 投資その他の資産	
敷金	×××
〇〇特定資産	×××
・・・・・	×××
投資その他の資産計	×××
固定資産合計	×××
資産合計	×××
II 負債の部	「負債及び正味財産合計」と 「金額が一致」
1 流動負債	
未払金	×××
前受民間助成金	×××
・・・・・	×××
流動負債合計	×××
2 固定負債	
長期借入金	×××
退職給付引当金	×××
・・・・・	×××
固定負債合計	×××
負債合計	×××
III 正味財産の部	前事業年度貸借対照表の 「正味財産合計」と金額 が一致
前期繰越正味財産	×××
当期正味財産増減額	×××
正味財産合計	×××
負債及び正味財産合計	×××
「資産合計」と 「金額が一致」	
活動計算書の「次期繰越正味財産額」 と金額が一致	

【記載例】（法第28条第1項関係「貸借対照表」）

令和〇〇年度 貸借対照表
(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 領		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	300,000		
流動資産合計		300,000	
2 固定資産			
有形固定資産			
什器備品	250,000		
固定資産合計		250,000	
資産合計			550,000
II 負債の部			
1 流動負債			
流動負債合計		0	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		450,000	
当期正味財産増減額		100,000	
正味財産合計			550,000
負債及び正味財産合計			550,000

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と、貸借対照表の「正味財産の部」の合計額が一致することを確認する。

貸借対照表の科目例

※ 一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示しています。
該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめてかまいません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1 流動資産 現金預金 未収金 棚卸資産 短期貸付金 前払金 仮払金 立替金 ○○特定資産 貸倒引当金（△）	<ul style="list-style-type: none"> 商品の販売によるものも含む。 商品、貯蔵品等として表示することもできる。 返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。 <ul style="list-style-type: none"> 目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
2 固定資産 (1) 有形固定資産 建物 構築物 車両運搬具 什器備品 土地 建設仮勘定 (2) 無形固定資産 ソフトウェア (3) 投資その他の資産 投資有価証券 敷金 差入保証金 長期貸付金 長期前払費用 ○○特定資産	<ul style="list-style-type: none"> 土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。 建物付属設備を含む。 <ul style="list-style-type: none"> 工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。 具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。 購入あるいは制作したソフトの原価。 余裕資産の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。 長期に保有する有価証券。 返還されない部分は含まない。 返還されない部分は含まない。 返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。 <ul style="list-style-type: none"> 目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部	
1 流動負債 短期借入金 未払金 前受金 仮受金 預り金 2 固定負債 長期借入金 退職給付引当金	<ul style="list-style-type: none"> 返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。 商品の仕入れによるものも含む。 <ul style="list-style-type: none"> 返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。 退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部	
1 正味財産 前期繰越正味財産 当期正味財産増減額	

【様式例】（法第28条第1項関係「計算書類の注記」）

※ 以下は、想定される注記を例示したものです。該当事項がない場合は記載不要です。

計算書類の注記

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・

(2) 固定資産の減価償却の方法

・

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

・〇〇引当金

・

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の計算処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。また、計上額の算定方法は「4 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載

2 会計方針の変更

・

事業費のみを内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要

3 事業別損益の状況

（単位：円）

科 目	A 事業費	B 事業費	C 事業費	D 事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1 受取会費	×××					×××	×××
2 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5 その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
・	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
・・・	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内 容	金 額	算定方法
○○体育館の無償利用	×××	○○体育館使用料金表によっています。

合理的な算定方法を記載（活動計算書に計上する場合は
客観的な算定方法）

5 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)

内 容	金 額	算定方法
○○事業相談員 ○名×○日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載（活動計算書に計上する場合は
客観的な算定方法）

6 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下のとおりです。当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は下記のように使途が特定されています。したがって、使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
○○地震被災者 援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成× ×事業	×××	×	×××	×××	助成金の総額は×××円です。活動計算書に計上した額×××円との差額×××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合 計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受經理した場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は備考欄に記載する。

7 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科 目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
・・・	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
・・・						
投資その他の資産	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
・・・	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
合 計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

8 借入金の増減内訳

(単位：円)

科 目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合 計	×××	×××	×××	×××

9 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下のとおりです。

(単位：円)

科 目	計算書類に計上された金額	うち役員及び近親者との取引
(活動計算書) 受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表) 未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

10 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・ 現物寄附の評価方法 重要性が高いと判断される場合に記載
現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。
- ・ 事業費と管理費の按分方法 重要性が高いと判断される場合に記載
各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。
- ・ 重要な後発事象 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの（自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等）について記載
令和〇〇年〇月〇日、〇〇事務所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。
- ・ 他の事業に係る資産の状況 その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業、他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載
他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。
特定非営利活動に係る事業、他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

【様式例】（法第28条第1項関係「財産目録」）

令和〇〇年度 財産目録

(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	×××
手元現金	×××
××銀行普通預金	×××
未収金	×××
××事業未収金	×××
・・・・・	
流動資産合計	×××
2 固定資産	
(1) 有形固定資産	
什器備品	×××
パソコン1台	×××
応接セット	×××
・・・・・	
歴史的資料	×××
・・・・・	
有形固定資産計	×××
(2) 無形固定資産	
ソフトウェア	×××
財務ソフト	×××
・・・・・	
無形固定資産計	×××
(3) 投資その他の資産	
敷金	×××
〇〇特定資産	×××
××銀行定期預金	×××
・・・・・	
投資その他の資産計	×××
固定資産合計	×××
資産合計	×××
II 負債の部	
1 流動負債	
未払金	×××
事務用品購入代	×××
・・・・・	
預り金	×××
源泉所得税預り金	×××
・・・・・	
・・・・・	
流動負債合計	×××
2 固定負債	
長期借入金	×××
××銀行借入金	×××
・・・・・	
・・・・・	
固定負債合計	×××
負債合計	×××
正味財産	×××

正味財産＝資産合計－負債合計

計算書類等の作成に当たっての留意事項

I 計算書類等

1 計算書類の体系等

(1) 計算書類の体系

平成 23 年改正法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補完する書類としています。それぞれの位置付け・記載事項については以下のとおりです。

○ 活動計算書

事業年度における NPO 法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NPO 法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します。

○ 貸借対照表

事業年度末における NPO 法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、NPO 法人の財務状況を把握することができます。流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します。

○ 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものの記載することは可能です。

※ この手引には計算書類等の標準的な科目例、様式例、記載例を掲載していますが、計算書類の作成に当たっては、これらに限定されるわけではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足ります。例えば、現金預金以外に資産や負債がないような NPO 法人においては、より簡易な記載で足りるなど、「NPO 法人会計基準」に示されている他の様式・記載例等を参考にして作成することも可能です。

(2) 計算書類等の別葉表示

法第 5 条第 2 項において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。このため、従来、その他の事業を実施している NPO 法人に対しては、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、特定非営利活動に係る事業のものとは別に、各々その他の事業に係るものとの作成が求められてきました。しかし、平成 23 年法改正案の国会審議における貸借対照表の別葉表示の見直しに係る質疑等も踏まえながら、原則、全ての書類において別葉表示は求めないこととし、その他の事業に固有の資産（例：在庫品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの）で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載することとします。一方、按分を要する共通的なものについては基本的には記載を求めるものの、重要性が高いものについては注記することとします。

なお、活動計算書及び活動予算書については、別葉表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示し、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注においてその旨を記載するか、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します。また、事業報告書においてもそのことを明らかにすることが望れます。

2 活動計算書

(1) 収支計算書との違い

従来フローの計算書として使用されてきた収支計算書は、NPO 法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書は NPO 法人の当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要なものの一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

(2) 事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費は、NPO 法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO 法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

NPO 法人間の比較可能性や NPO 法人のマネジメント等の観点から、内訳の表示は必要であると考えられるため、事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示することとします。また、その費目については、NPO 法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します。

また、事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があり、恣意的な操作は排除されなければなりません。標準的な按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているかについて注記することが望れます。

- ・ 従事割合（科目例：給与手当、旅費交通費等）
- ・ 使用割合（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）
- ・ 建物面積比（科目例：水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等）
- ・ 職員数比（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）

(3) ボランティアによる役務の提供等の取扱い

「NPO 法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合や無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合において、従来どおり会計的に認識しない方法に加え、「合理的に算定できる場合」には注記でき、「客観的に把握できる場合」には注記に加えて活動計算書への計上も可能とされています（同基準 25, 26）。この点については、会計上認識可能である一方で、不明確な処理は避けられるべきであることなどの観点に鑑みて、計上する際には、収益と費用に両建てされているものが判別できるよう、

それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にすることとします。無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合にも同様の会計処理が認められます。

- ・ 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金（時間給）を従事時間数で乗じた額
- ・ 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベースに時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

3 貸借対照表

(1) 資産等の表示方法

現在、資産等の表示の状況は NPO 法人ごとに様々であるところ、以下のとおり整理されることが望ましいと考えられます。

ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後 1 年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。実務上は、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 133 条を参考とし、1 年を超える期間において使用する 10 万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、10 万円未満のものについては費用処理（消耗品費として計上）ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考え方の下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。NPO 法人がその活動に利用できる資産を明確に表示するという観点から、適切な処理が求められます。

この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人税法施行令第 48 条、同第 48 条の 2 及び同第 133 条を参考とし、適用方法を選択します。

ウ 現物寄附を受けた固定資産等の取得価額

「NPO 法人会計基準」において、現物寄附を受けた固定資産等については、その取得時における公正な評価額を取得価額としています（同基準 24）。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。

エ 特定資産

「NPO 法人会計基準」において、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めており（同基準注解 13）、①寄附者により使途等が制約されている資産、②NPO 法人自ら特定資産と指定した資産が具体例として挙げられます。

オ リース取引

リース取引については、事実上売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理します。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取引に準じて処理することができるものとします。

カ 投資有価証券

長期に保有する有価証券のことです。投資有価証券を保有する NPO 法人は極めて少数であるのが現状ですが、保有する NPO 法人においては、他の会計基準を参照して独立して表示することが望まれます。

(2) チェックポイント

計算書類は、以下のように接続するものです。これらの点に注意して作成すべきことは、全ての NPO 法人に共通して認識されなければなりません。

- ・ 「前期繰越正味財産」と前期末の「正味財産の部」の合計額が一致
- ・ 「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾（「次期繰越正味財産額」）が一致
- ・ 「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致

4 計算書類の注記

(1) 注記の記載

現在、計算書類に注記を付している NPO 法人は多くありませんが、注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目については、該当がある場合には確実に注記することが必要です。

ア 重要な会計方針

適用した会計基準、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等、計算書類の作成に関する重要な会計方針

イ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

ウ 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分するほかに、更に詳細に事業費の内訳又は事業別損益の状況を記載する場合には、その内容

エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び算定方法

オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたボランティアの明細及び算定方法

カ 使途等が制約された寄附金等の内訳

キ 固定資産の増減内訳

ク 借入金の増減内訳

ケ 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。

a. 役員及びその近親者（2 親等内の親族）

b. 役員及びその近親者が支配している法人

なお、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。

コ その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。

- ・ 現物寄附の評価方法
- ・ 事業費と管理費の按分方法

- ・ 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの（後発事象）
- ・ その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産（後者については按分不要）

(2) 注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特にエ～カ及びケについては、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては特に留意した記載が求められます。記載の際の留意事項は以下のとおりです。

- ・ エ及びオについては、計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします。
- ・ カについては、当期で収益として計上された使途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。
- ・ ケについては、その取引金額を確実に注記する必要があります。なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

5 財産目録

現在、「現金預金」としてその預金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載している NPO 法人が少なからず存在します。しかし、計算書類を補完する位置付けの書類とはいえ、法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要としません。また、前述のとおり、金銭評価ができない歴史的資料のような資産については、金額の代わりに「評価せず」として記載することができます。

6 活動予算書

NPO 法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。その表示方法や考え方については、対である活動計算書と基本的に同様とします。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます。

II 留意すべき会計上の取扱い

1 使途等が制約された寄附金等の取扱い

(1) 使途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち使途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記します。

なお、使途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に使途の制約が解除された収益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況を

より的確に把握することができるからであり、複数事業年度にまたがらないものや、重要性が高くないものまで区分表示を求める必要はないと考えられます。

また、「重要性」が高いと判断される寄附金には、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ 使途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている寄附金
- ・ 奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に充てることを指定された寄附金

(2) 対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等の取扱い

対象事業等が定められた補助金等は、使途等が制約された寄附金等として扱い、当期に使用した額は収益（受取補助金等）として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します。

なお、重要性が高い場合には、寄附金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財産に計上することが望まれます。対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金等について、実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、前受補助金等として処理します。

また、実施期間の終了時に補助金等と対象事業の費用との間で差額が生じた場合には、当該差額は前受補助金等ではなく未払金として処理し、この負債は返還した時点で消滅します。

2 会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として扱うと、誤った計算により認定基準の一つである要件（P S T（パブリック・サポート・テスト）要件；市民から広く支持を得ているとみなす基準）を充たしてしまうこととなり、NPO法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。

なお、実態的には、会費として扱われているものには、①社員（正会員）たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの（「正会員受取会費」等）、②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの（いわゆる「賛助会員受取会費」等）、③サービス利用の対価としての性格を持つもの（例えば「○○利用会員受取会費」等）の3つに分けられます。③に関しては、活動計算書において、事業収益として計上します。また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望されます。

3 経過措置

「NPO 法人会計基準」を適用するに当たっての経過措置については、以下のとおりとします。

ア 過年度分の減価償却費

減価償却を行っていないNPO法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上します。この場合、過年度の減価償却費については、活動計算書の経常外費用に「過年度損益修正損」として表示します。ただし、「過年度損益修正損」に該当する費用が減価償却費だけである場合は、「過年度減価償却費」として表示することも可能です。

過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認めます。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とし、その旨を重要な会計方針として注記します。

また、購入時に費用処理し、資産に計上していないものについては、過年度分に関しては考慮せずに、適用初年度に購入したものから資産計上します。

イ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異

退職給付会計については、全てのNPO法人に導入を求めるものではありません。

ただし、この機会に退職給付会計を新たに導入しようとする法人における会計基準変更時差異については、他の会計基準と同様に、適用初年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理すべきです。この処理は、会計基準変更時に一括して経常外費用の過年度損益修正額として計上することも含まれます。なお、既に退職給付会計の導入が行われているNPO法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行います。

ウ 過年度分の収支計算書の修正

従来の収支計算書から活動計算書への変更については、制度改正に基づくものであり、継続性の原則に反するものではないため、表示方法の変更等について遡って修正を行う必要はありません。

エ 正味財産の区分

「NPO法人会計基準」へ移行した上で、正味財産を基本的には区分して記載することとした場合、適用初年度以降区分することとし、遡って修正を行う必要はありません。

オ 適用初年度における「前期繰越正味財産額」

「NPO法人会計基準」適用初年度における活動計算書上の「前期繰越正味財産額」は、前事業年度の貸借対照表における「正味財産合計」を記載することとします。

カ 収支予算書及び収支計算書による代替

改正法の附則では、当分の間、活動予算書、活動計算書に代えて従来の収支予算書、収支計算書を作成、提出することを認めています。このため、当分の間は、従来のNPO法人の会計処理（従来の手引きに基づくものを含む）によって、収支予算書、収支計算書の提出が認められます。

【様式例】（法第28条第1項関係）

前事業年度の年間役員名簿
(令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	○○ ○○	宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	〇〇年〇月〇日 ～ 〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月〇日 ～ 〇〇年〇月〇日
副理事長	○○ ○○	宮崎県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇年〇月〇日 ～ 〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月〇日 ～ 〇〇年〇月〇日
理事	○○ ○○	鹿児島県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇年〇月〇日 ～ 〇〇年〇月〇日	無し
監事	○○ ○○	宮崎県〇〇郡〇〇町〇〇番地	〇〇年〇月〇日 ～ 〇〇年〇月〇日	無し

(注) 前事業年度において役員であったことがある者全員について記載してください。

【様式例】（法第28条第1項関係）

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)

特定非営利活動法人〇〇〇〇

正会員（個人）

氏名	住所又は居所
○ ○ ○ ○	宮崎県〇〇市〇〇 〇丁目〇〇番〇号
○ ○ ○ ○	宮崎県〇〇郡〇〇町大字〇〇 〇〇番地
○ ○ ○ ○	・・・・・・・・
○ ○ ○ ○	・・・・・・・・
○ ○ ○ ○	・・・・・・・・
○ ○ ○ ○	・・・・・・・・
○ ○ ○ ○	・・・・・・・・

正会員（団体）

団体名	代表者氏名	住所又は居所
株式会社〇〇〇〇	○ ○ ○ ○	・・・・・
有限会社〇〇〇〇	○ ○ ○ ○	・・・・・
〇〇〇の会	○ ○ ○ ○	・・・・・

- ・ 法人等が社員となる場合は、団体名と併せて代表者氏名を記載する。
- ・ 任意団体の住所又は居所は、代表者の住所又は居所を記載する。
- ・ 10人以上であれば社員全員を記載する必要はない。

【記載例】

様式第3号（第6条、第21条及び第26条関係）

役員の変更等届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

主たる事務所の所在地 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表者の氏名 ○ ○ ○ ○

当法人の役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（第52条第1項（第62条において準用する第52条第1項）の規定により読み替えて適用する第23条第1項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所
令和〇年〇月〇日	再任	理事	○ ○ ○ ○	・・・・・
令和〇年〇月〇日	任期満了	理事	○ ○ ○ ○	・・・・・
令和〇年〇月〇日	新任	理事	○ ○ ○ ○	・・・・・
令和〇年〇月〇日	辞任	理事	○ ○ ○ ○	・・・・・
令和〇年〇月〇日	住所変更	監事	○ ○ ○ ○	・・・・・

（備考）

- 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動又は改姓若しくは改名の別を記載し、補欠又は増員によって就任した場合は、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任された場合は、再任とだけ記載すること。
- 2 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合は、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」の欄には、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

【様式例】（法第23条第1項関係）

※変更後のすべての役員について、記載する

役 員 名 簿

理事、監事の区分や理事長、副理事長の区分が分かるように記載

特定非営利活動法人○○○○

役職名	ふり 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	○ ○ ○ ○	宮崎県○○市○○町○丁目○番○号	有
副理事長	○ ○ ○ ○	宮崎県○○市○○町○○番地	無
理事	○ ○ ○ ○	鹿児島県○○市○○町○○番地	無
理事	○ ○ ○ ○	・・・・・・・・	無
理事	○ ○ ○ ○	・・・・・・・・	無
監事	○ ○ ○ ○	・・・・・・・・	無

ふりがなを記載する

氏名及び住所又は居所は、住民票の表記どおり正確に記載する

役員が事務局職員を兼務して給与を受ける場合や実費弁償程度の旅費等を受ける場合は役員報酬には該当しない。

【様式例】（法第23条第2項関係）

原本は申請者が保管するので、原本をコピーしたものと提出する

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 殿

就任承諾書及び誓約書

住民票の表記どおりに記載

住所又は居所 宮崎県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏 名 ○ ○ ○ ○

監事の場合は「監事」と記載

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

【特定非営利活動促進法第20条の規定】

次の各号にいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (3) 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- (4) 暴力団の構成員等
- (5) 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- (6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

【特定非営利活動促進法施行規則第2条の2】

法第20条第6号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

【法第21条の規定】

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれること

【記載例】

様式第4号（第7条関係）

定款変更認証申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ 殿

主たる事務所の所在地 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表者の氏名 ○ ○ ○ ○

当法人の定款を変更することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

内 容		理 由
変更前の条文	変更後の条文	

(備考) 変更しようとする時期を定めている場合は、変更予定年月日を記載すること。

【様式例】（法第25条第4項関係）

原本は申請者が保管するので、原本をコピーしたもの提出する

特定非営利活動法人〇〇〇〇 第〇〇回社員総会議事録

- 1 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇時～〇時
- 2 開催場所 〇〇市〇〇番地〇 〇〇会館〇〇号室
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席
(うち書面表決者〇人、電磁的方法による表決者〇人、表決委任者〇人)

4 審議事項

- (1) 定款変更の件
- (2) 事業計画及び活動予算の件
- (3) ······

5 議事の経過の概要及び議決の結果

定刻に至り、司会者の〇〇〇〇氏が開会の辞を述べ、本日の第〇〇回社員総会は定款定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた。本日の総会の議長の選出を諮ったところ、満場一致で、〇〇〇〇が議長に選任された。

議長より、本日の議事の経過を議事録にまとめるに当たり議事録署名人2名を選任したい旨を諮り、互選により〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名を選任した。

- (1) 定款変更について

··· ···

- (2) 事業計画及び活動予算について

··· ···

- (3) ······

以上をもって議長は第〇〇回社員総会の議案全部の審議を終了した旨を述べ、〇時閉会を宣言した。

以上の議決を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名(※)する。

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総会開催日以降

※定款で「署名」と定めている場合。

署名（自筆）

議長	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
議事録署名人	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
同	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

社員総会で代表権のある理事の選任を決議した場合、登記手続きの関係で登録印の押印が必要

【記載例】

様式第1号の2（第4条関係）

補 正 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

定款変更認証申請書と一致させる

住所若しくは居所又は

主たる事務所の所在地 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

氏名又は名称及び代表者の氏名 ○ ○ ○ ○

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日に申請した〔補正する書類の種類〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（第25条第5項及び第34条第5項において準用する第10条第4項）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正後と申請段階の対照表は、次のように作成する

補正後	申請段階
第〇条 ○〇〇〇…	第〇条 △△△△…
⋮	⋮

2 補正の理由

（備考）

- 〔補正する書類の種類〕には、申請書の場合は、その申請書の名称（「定款変更認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「定款変更認証申請書に添付する法第25条第4項の書類」等）を記載すること。
- 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

【記載例】

様式第5号（第8条、第21条及び第26条関係）

定款変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

主たる事務所の所在地 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表者の氏名 ○ ○ ○ ○

当法人の定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（第52条第1項（第62条において準用する第52条第1項）の規定により読み替えて適用する第25条第6項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

内 容		理 由
変更前の条文	変更後の条文	

変更年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

定款変更の議決をした日

【記載例】

様式第5号の2（第9条、第21条及び第26条関係）

定款変更登記完了提出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ 殿

主たる事務所の所在地 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

代表者の氏名 ○ ○ ○ ○

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（第52条第1項（第62条において準用する第52条第1項）の規定により読み替えて適用する第25条第7項）の規定により、提出します。

【様式例】（法第17条の4関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事　〇〇　〇〇 殿

主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

特別代理人選任請求書

特定非営利活動促進法第17条の4に規定する特別代理人について、下記のとおり選任されるよう請求します。

記

特定非営利活動法人の名称	
請求者と契約当事者との関係	
法人代表者（氏名）	
特別代理人（住所）	
特別代理人（氏名）	
特別代理人と当該特定非営利活動法人との関係（役職等）	
特別代理人と契約当事者との関係（続柄等）	
特別代理人の選任を必要とする理由（利益相反行為の内容）	

【様式例】（法第17条の4関係）

原本は申請者が保管するので、原本をコピーして写しを提出する

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇殿

特別代理人就任承諾書及び誓約書

住民票の表記どおりに記載

住所 宮崎県〇〇市〇〇町〇〇番地〇

氏名 ○ ○ ○ ○

私は、令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の特定非営利活動法人〇〇の（通常・臨時）総会において、特定非営利活動法人〇〇の特別代理人の候補者に選定されました。今後、宮崎県知事により特別代理人に選任された場合は、就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び契約当事者の配偶者又は三親等以内の親族ではないことを誓約します。

第4章 NPO法人の合併、解散について

1 NPO法人の合併

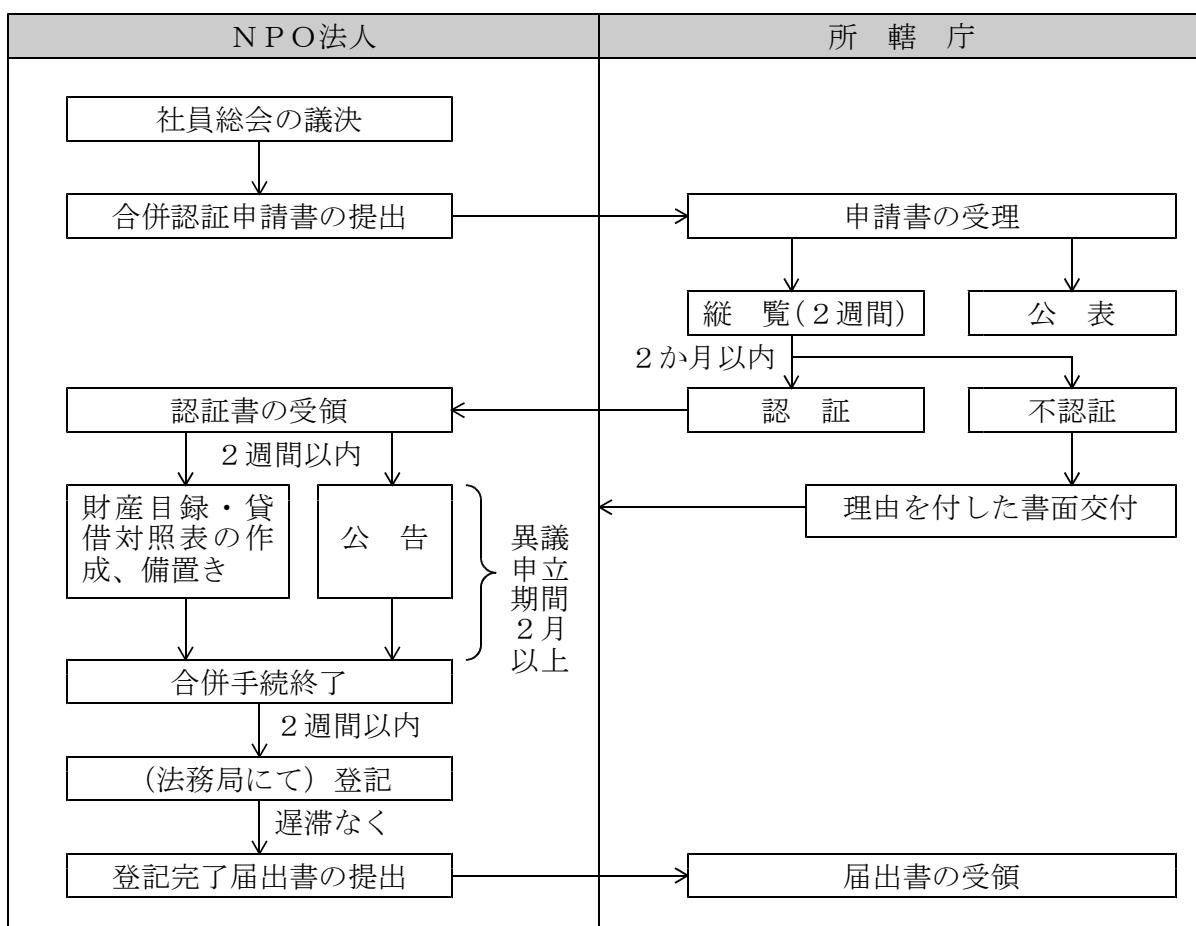
NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます（法33）。社員総会において合併の決議がなされたNPO法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません（法34）。

合併の認証申請にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なくインターネットの利用により公表することになります。所轄庁は、申請書の縦覧期間終了後2か月以内に認証又は不認証の決定を行います（法34⑤において準用する法10②、12②③）。

所轄庁から合併の認証を受けたNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内（2か月を下回ってはなりません。）に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります（法35）。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続が終了した日から2週間以内に、合併により設立したNPO法人又は合併後存続するNPO法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります（組登令8）。

【合併手続の流れ】



(1) 合併認証の申請

合併の認証を受ける場合は、次の書類を所轄庁に提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	合併認証申請書<宮崎県規則様式第11号>	1部	117
2	合併の議決をした総会の議事録の写し	1部	98
3	定款	2部	19
4	役員名簿（各役員の氏名及び住所、報酬の有無を記載）	2部	42
5	各役員の就任承諾書及び誓約書の写し	1部	43
6	各役員の住所又は居所を証する書面（住民票等） ※6か月以内のもの	1部	—
7	社員のうち10人以上の者の名簿	1部	44
8	宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと等の確認書	1部	45
9	合併趣意書	2部	46
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部	49
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部	51

※ 3、4、9、10及び11は縦覧書類になります（4については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたものを縦覧します。）。

※ 県に申請する場合の提出部数を記載しています。権限移譲市町に申請する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

(2) 合併認証申請書類に係る補正の申立て

上記（1）により提出した申請書又は添付書類に「軽微な不備」があるときは、次の書類を所轄庁に提出して補正することができます（法34⑤において準用する法10③）。

※ 「軽微な不備」とは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとします（条例3）。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	補正書<宮崎県規則様式第1号の2>	1部	118
2	補正後の申請書又は添付書類	(1)と同じ	—

(3) 合併登記完了届出書の提出

法人合併の登記後、遅滞なく、次の書類を所轄庁に提出しなければなりません。

提 出 書 類		提出部数	参照ページ
1	登記完了届出書<宮崎県規則様式第2号>	1部	5 6
2	登記事項証明書（原本+写し）	2部	—
3	合併の時の財産目録	2部	5 7

※ 県に申請する場合の提出部数を記載しています。権限移譲市町に申請する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

2 NPO法人の解散

(1) NPO法人の解散事由

NPO法人は、次の事由によって解散します（法31①）。解散後、清算中のNPO法人は、清算法人として清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまでは存続するものとみなされます（法31の4）。最終的に、清算結了の登記を行うことで法人は消滅します。

法人の清算は、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督を受けることとなっていきます。（法32の2）

ア 社員総会の決議

解散の理由は問いません。定款の定めに従って、社員総会で解散の決議を行い、解散することができます。この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく所轄庁へ解散の届出を行わなければなりません（法31④）。

※ 定款に特段定めがない場合は、社員総数の4分の3以上の賛成が必要です。

※ 解散総会では、解散することの意思決定、残余財産の帰属先及び清算人の選任について議決する必要があります。

イ 定款で定めた解散事由の発生

例えば、定款において、あらかじめ解散の時期を定めたり、社員数が一定の数以下になったときに解散する旨を定めたりすることができます。この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく所轄庁へ解散の届出を行わなければなりません（法31④）。

ウ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

何らかの事情により、目的とする事業の達成が不能となった場合に解散します。この事由により解散するにあたっては、法人が不能と判断するだけではなく、客観的な事由が必要で、所轄庁にその事由を証する書面を提出し、認定を受ける必要があります（法31②③）。

※ 客観的な事実に基づいて判断されるため、単に、人材不足や資金不足といった法人の主観的な事情であった場合は、認められません（このような場合、社員総会の決議により解散することはできます。）。

エ 社員の欠亡

社員が1人もいなくなったことを意味します。社員が10人を下回ったことをもって解散となるわけではありません。この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく所轄庁へ解散の届出を行わなければなりません（法31④）。

オ 合併

吸収合併の場合は一方の法人が、新設合併の場合はすべての法人が解散することになります。この事由により解散する場合、所轄庁への届出は不要です（別途、合併認証申請手続が必要です。P105参照。）。

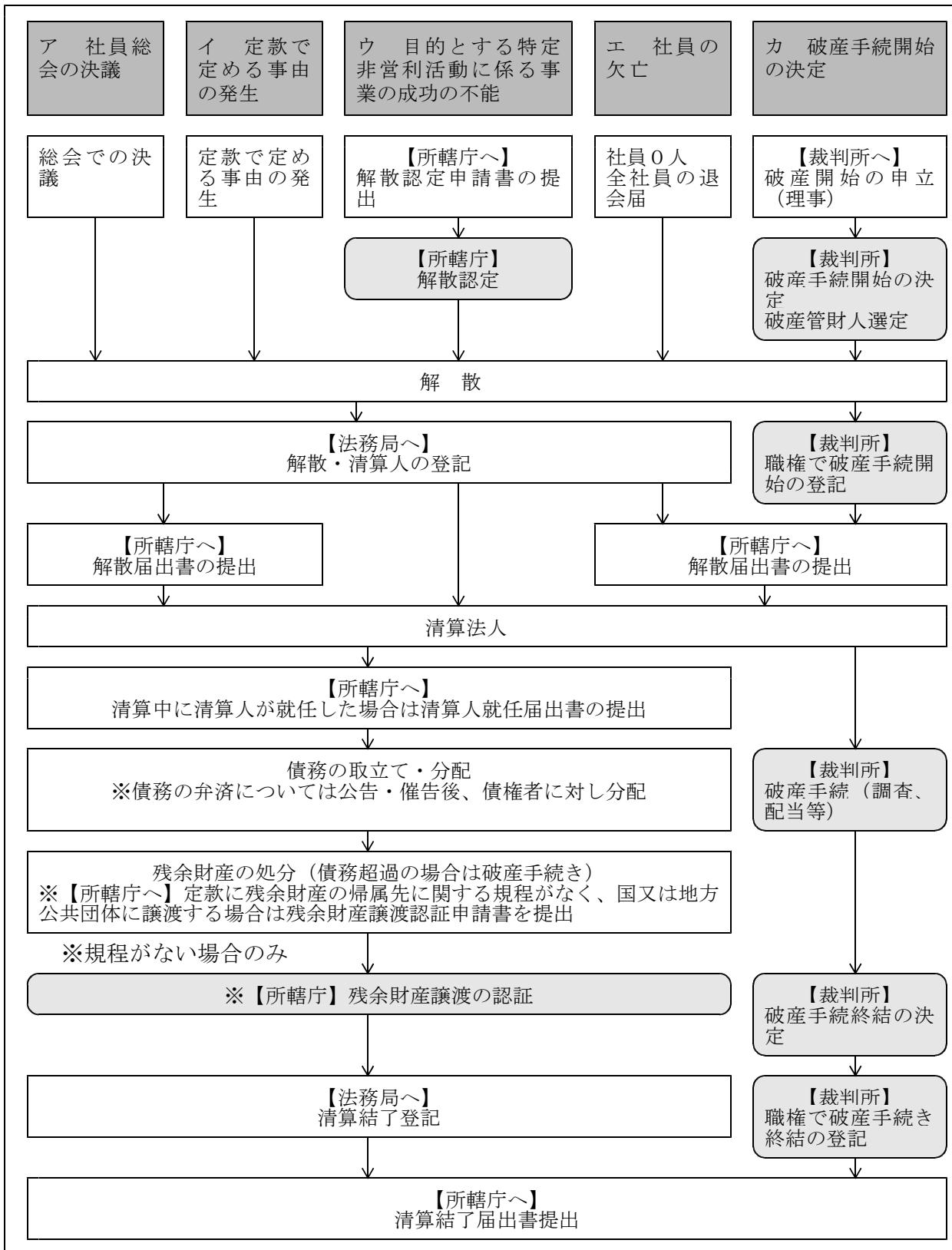
カ 破産手続開始の決定

法人が債務を完済することができなくなり、裁判所が破産手続開始の決定をした場合をいいます。破産の具体的な手続は破産法に定められており、破産管財人が清算処理を行うことになります（法人が債務を完済することができなくなった場合、理事は裁判所に対して直ちに破産手続開始の申立てを行う必要があります。）。この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく所轄庁へ解散の届出を行わなければなりません（法31④）。

キ 設立の認証の取消し

所轄庁から設立の認証を取り消された場合をいいます。所轄庁からの改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができない場合や3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、所轄庁が設立認証の取り消しを行うことがあります（法43）。

【ア～エ及びカの事由による解散手続の流れ】



(2) NPO法人の清算手続

ア 清算人の就任等

NPO法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き理事が清算人になり、清算人以外の理事は職務権限を失います。

ただし、理事以外の者が清算人に就任できる場合として、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときがあります（法31の5）。

それでも清算人になる者がいない場合や清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で清算人を選任することができます（法31の6）。

なお、重要な事由があるとき、裁判所は利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で清算人を解任することができます（法31の7）。

イ 清算業務の内容

清算人は、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、(ア)～(ウ)の清算業務を行うこととなります（法31の5、31の9、32の2①）。

(ア) 現務の結了

(イ) 債権の取立て及び債務の弁済

※ 債権の申出の公告と催告をしなければなりません。債権の申出の公告は、解散後遅滞なく、少なくとも1回官報に掲載して行う必要があります（法31の10①④）。

その後に清算人は、公告と催告により判明した債務の分配を行います。

(ウ) 残余財産の引渡し

ウ 残余財産の帰属

残余財産とは、清算手続をして債権・債務を整理し、最終的に法人の手元に残った財産をいいます。解散したNPO法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属します（法32①）。**残余財産の帰属先（譲渡先）**は、NPO法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更正保護法人から選定しなければならないこととされています（法31③）。NPO法人の場合は、株式会社のように構成員で分配することはできません。

定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます（法32②）。

さらに、上記の方法では処分されない財産は、国庫に帰属することになります（法32③）。

清算人は、清算結了後、清算結了の登記を行い、清算結了した旨を所轄庁に届け出なければなりません（法32の3）。

なお、合併の場合は、合併後に存続し又は新設される法人が、合併により消滅した法人の権利義務を承継するため、残余財産の帰属の考え方は生じません。

《残余財産の帰属先と定款の定め》

残余財産の定め方と残余財産の帰属先については次のとおりです。

帰属先に関する定款の定め		手続等
定め有り	特定の団体が帰属先として定められている	定款で定める団体への帰属
	「帰属先を解散の社員総会で決定する」と定められている	解散の社員総会の議決で帰属先を決定する（残余財産譲渡認証申請不要）
定めなし	定款に定めのない場合で、法に定める帰属先に譲渡したいとき	定款変更の社員総会を開催して定款変更認証申請を行い、認証されてから（定款に定めてから）解散手続を行う
	国又は地方公共団体に譲渡したいとき	残余財産譲渡認証申請を行い、認証された場合に譲渡できる
	残余財産譲渡申請が不認証のとき	国庫へ帰属（国の承諾を要しない）

清算中に就任した清算人については、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければなりません（法31の8）。

エ 解散及び清算人の登記

解散及び清算人就任の登記を申請する場合、解散の事由や誰が清算人に選任されたかにより添付書類が異なります。あらかじめ法務局にどのような添付書類が必要か問合せをすることをおすすめします。

参考までに、社員総会の決議による解散で、代表権のある理事が清算人になる場合は、①社員総会の議事録、②定款、③理事長以外の理事の選任を証する社員総会議事録（解散時の理事の選任に関するもの）及び就任承諾書（理事長等以外の理事についてのもの）が必要です。

（3）社員総会の決議による解散の手続 ※P108(1)アの場合

解散事由のうち社員総会の決議による解散及び清算に係る手続の流れは次のとおりです。

ア 社員総会の開催

総社員数の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません（法31の2）。総会では、次の事項を決議する必要があります。

- (ア) 解散することについての意思決定
- (イ) 清算人の選任
- (ウ) 残余財産の帰属先（定款で残余財産の帰属先を総会において決議することとなっている場合のみ）

※社員総会議事録の作成例については、P116を参考にしてください。

イ 解散及び清算人の登記

主たる事務所の所在地を管轄する法務局においては2週間以内に、他の事務所の所在地を管轄する法務局においては3週間以内に、解散及び清算人の登記をします。

ウ 解散届出書の提出

解散の届出をする場合は、解散届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証するものとして登記事項全部証明書を添付して所轄庁に提出します。

エ 清算業務

清算人の職務は次のとおりで、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督のもと、清算のために必要な一切の行為をすることができる権限を有しています（法31の9①②、法32の2）。

なお、清算中に清算人が就任した場合（例：解散時に就任していた清算人が交代した場合等）は改めて登記を行い、登記事項証明書を添付して所轄庁へ清算人就任の届出を行う必要があります（法31の8、規則13）

（7） 現務の結了

解散当時に着手していた事務を完結させます。事務の完結のための新たな契約行為等はできますが、事務の拡大に向かう契約行為等はできません。

（イ） 債務の取立て・弁済

a 公告・催告

清算人は、債権の取立て及び弁済を行います。

債務の弁済は、解散した後、遅滞なく「債権の申出の公告」を少なくとも1回官報に掲載して行わなければなりません。（法31の10④）。定款に別の公告の方法が定められているとき（例：法人の掲示場所に掲示する等）は、定款の定めによる公告も行います。債権者が期間内に申出を行わない場合、その債権は清算から外される旨を付記する必要があります。債権の申出の期間は2か月を下ることはできません（法31の10①②）。

また、判明している債権者にはそれぞれ別に申出の催告を行わなければならず、債権から外すことはできません（法31の10③）。

《官報への掲載方法と文例案》

○ 官報への掲載方法

官報は、独立行政法人国立印刷所が発行する全国紙です。官報への掲載申込方法や料金等については、下記の取次所にお問合せください。

宮崎県官報販売所

〒880-0841 宮崎市吉村町長田甲2375-1

TEL 0985-24-0386

○ 文案例

当法人は、令和〇年〇月〇日に〇〇〇（解散事由）により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出ください。期間ないにお申出がないときは清算から除斥します。

令和〇年〇月〇日

宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

特定非営利活動法人〇〇〇〇 清算人〇〇〇〇

b 債務の分配

上記の公告と催告により判明した債務について分配を行います。清算中に、財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになった場合は、清算人が直ちに破産手続開始の申立てをし、官報に掲載して公告しなければなりません。破産手続開始の決定を受けて破産管財人に事務を引き継いだ時は清算人の任務を終了することとなります（法31の12）。

(ウ) 残余財産の引渡し

残余財産がある場合は、その帰属先に財産の引渡しを行います。帰属する時期は清算結了の届出のときとなります（法32①）。

オ 清算結了の登記

清算業務が結了したら、主たる事務所の所在地を管轄する法務局においては2週間以内に、その他の事務所の所在地を管轄する法務局においては3週間以内に清算結了の登記を行います。この登記により法人格が消滅します。

カ 清算結了届出書の提出

清算結了の登記完了後、清算人は所轄庁に清算結了届出書を提出する必要があります（法32の3）。

3 解散に係る各種提出書類について

(1) 解散認定の申請

NPO法人の解散事由のうち、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能による解散をしようとするときは、所轄庁の認定を受けなければなりません。所轄庁の認定を受ける場合は、次の書類を提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	解散認定申請書<宮崎県規則様式第6号>	1部	119
2	事業の成功の不能となるに至った事由を証する書面	1部	—

(2) 解散の届出

NPO法人の解散事由のうち社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、社員の欠乏、破産手続開始の決定によって解散した場合、清算人は遅滞なく、次の書類を所轄庁に提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	解散届出書<宮崎県規則様式第7号>	1部	120
2	登記事項証明書（解散及び清算人の登記をしたことを証するもの）	1部	—

(3) 清算人就任の届出

清算中に清算人が就任した場合（例：解散時に就任していた清算人が交代した場合等）は改めて登記を行い、次の書類を所轄庁に提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	清算人就任届出書<宮崎県規則様式第8号>	1部	121
2	登記事項証明書（清算人の登記をしたことを証するもの）	1部	—

(4) 残余財産譲渡の認証申請

定款に、残余財産の帰属先に関する規定がない場合、清算人は「残余財産譲渡認証申請書により所轄庁に認証申請し、認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます（法32②）。残余財産を国又は地方公共団体に譲渡することについて認証を得ようとするときは、次の書類を所轄庁に提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	残余財産譲渡認証申請書<宮崎県規則様式第9号>	1部	122

(5) 清算結了の届出

清算結了の登記後、次の書類を所轄庁に提出します。

提出書類		提出部数	参照ページ
1	清算結了届出書<宮崎県規則様式第10号>	1部	123
2	登記事項証明書（清算結了の登記をしたことを証するもの）	1部	—

【解散事由別手続一覧表】

解散事由 手續の流れ	社員総会の決議	定款で定めた解散事由の発生	目的とする特定の不能	営利活動に係る特定非業の不能	社員の欠乏	合併	定款による破産手続開始の決	設立認証の取消し
解散認定の申請、認定	—	—	○	—	P 1 0 5 参照	—	—	—
解散の登記	○	○	○	○		※	○	—
解散の届出	○	○	—	○		○	—	—
債権・債務、残余財産の整理	○	○	○	○		破産法	○	○
清算結了の登記・届出	○	○	○	○		による	○	○

※ 破産手続開始の決定による解散及び破産終結決定の登記は裁判所が職権により登記の嘱託を行います。

【様式例】（法第31条第1項第1号関係）

特定非営利活動法人〇〇〇〇　〇〇総会議事録

- 1 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇時～〇時
- 2 開催場所 〇〇市〇〇番地〇 〇〇会館〇〇号室
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席
(うち書面表決者〇人、電磁的方法による表決者〇人、表決委任者〇人)

4 審議事項

- (1) 法人の解散の件
- (2) 清算人の選任に関する件
- (3) 残余財産の処分に関する件

5 議事の経過の概要及び議決の結果

定刻に至り、司会者〇〇〇〇が開会を宣言し、本日の〇〇総会は定款定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた。本日の臨時総会の議長の選出を諮ったところ、満場一致で、〇〇〇〇が議長に選任された。

議長より、本日の議事の経過を議事録にまとめるに当たり議事録署名人2名を選任したい旨を諮り、互選により〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名を選任した。

(1) 法人の解散の件

議長は、〇〇により当法人を解散したい旨を出席者に諮ったところ、満場一致をもって異議なく可決された。

(2) 清算人の選任に関する件

議長は、清算算人を選任する必要がある旨を述べ清算人の人選について諮り、満場一致をもって次の者を選任した。なお、被選任者は席上、その就任を承諾した。
清算人〇〇〇〇。

(3) 残余財産の処分に関する件

議長は、残余財産〇〇〇〇円を特定非営利活動法人△△に譲渡することについて出席者に諮ったところ、満場一致をもって異議なくこれを承認し、本案は可決された。

以上をもって議長は〇〇総会の議案全部の審議を終了した旨を述べ、〇時閉会を宣言した。

以上の議決を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名（※）する。

令和〇年〇月〇日

〇〇総会開催日以降

議長 〇〇〇〇

議事録署名人 〇〇〇〇

同 〇〇〇〇

※定款で「署名」と定めている場合、
署名（自筆）

【記載例】

様式第11号（第16条関係）

合併認証申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ 殿

甲 主たる事務所の所在地 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表者の氏名 ○ ○ ○ ○
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

乙 主たる事務所の所在地 宮崎県〇〇郡〇〇町〇〇番地
名称 特定非営利活動法人△△△△
代表者の氏名 △ △ △ △
電話番号 △△△△-△△-△△△△

上記法人を合併することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

吸收合併の場合は「合併後存続する」、
新設合併の場合は「合併によって設立する」と記載

記

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1 合併後存続する特定非営利活動法人の名称 | 特定非営利活動法人〇〇〇〇 |
| 2 代表者の氏名 | ○ ○ ○ ○ |
| 3 主たる事務所の所在地 | 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 |
| 4 その他の事務所の所在地 | 宮崎県〇〇郡〇〇町〇〇番地 |
| 5 定款に記載された目的 | 定款の記載と完全に一致させる |
| | 町名・地番まで記載する |

（備考） 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。

【記載例】

様式第1号の2（第4条関係）

補 正 書

宮崎県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

合併認証申請書と一致させる

甲	主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名 電話番号	宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 特定非営利活動法人〇〇〇〇 ○ ○ ○ ○ 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
乙	主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名 電話番号	宮崎県〇〇郡〇〇町〇〇番地 特定非営利活動法人△△△△△ △ △ △ △ △△△△-△△-△△△△△

令和〇〇年〇〇月〇〇日に申請した〔補正する書類の種類〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（第25条第5項及び第34条第5項において準用する第10条第4項）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正後と申請段階の対照表は、次のように作成する

補正後	申請段階
第〇条 ○〇〇〇…	第〇条 △△△△…
⋮	⋮

2 補正の理由

（備考）

- 1 〔補正する書類の種類〕には、申請書の場合は、その申請書の名称（「合併認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「合併認証申請書に添付する法第34条第4項の書類」等）を記載すること。
- 2 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

【記載例】

様式第6号（第12条関係）

解散認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

主たる事務所の所在地 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
代表者の氏名 ○ ○ ○ ○

当法人を解散することについて認定を受けたいので、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

(※人材不足や資金不足といった法人の主観的な事情ではなく、客観的な事実に基づく事情を記載すること。)

2 残余財産の処分方法

(例1) 定款第〇条の規定に従い、解散総会で選定した特定非営利活動法人△△△△に譲渡する。

(例2) 残余財産は生じない見込みであるが、発生した場合は、定款第〇条の規定に従い、社会福祉法人□□□□に譲渡する。

【記載例】

様式第7号（第13条関係）

解散届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ 殿

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
清算人 住所又は居所 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
氏名 ○ ○ ○ ○

当法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散の理由

（例）構成員の高齢化に伴い活動継続が困難となったため、社員総会の決議により解散した。

2 残余財産の処分方法

（例1）定款第〇条の規定に従い、解散総会で選定した特定非営利活動法人△△△△に譲渡する。

（例2）残余財産は生じない見込みであるが、発生した場合は、定款第〇条の規定に従い、社会福祉法人□□□□に譲渡する。

（備考） 1には、解散事由の区分（社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、社員の欠亡又は破産手続開始の決定）を明記すること。

【記載例】

様式第8号（第13条関係）

清算人就任届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ 殿

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
清算人 住所又は居所 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
氏名 ○ ○ ○ ○
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

当法人の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所又は居所

氏名：

住所：

2 清算人が就任した年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

【記載例】

様式第9号（第14条関係）

残余財産譲渡認証申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ 殿

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
清算人 住所又は居所 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
氏名 ○ ○ ○ ○

当法人の残余財産を譲渡することについて認証を受けたいので、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第14条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 謙渡すべき残余財産
金〇〇〇, 〇〇〇円

2 残余財産の譲渡を受ける者
〇〇市

国又は地方公共団体から選択

(備考) 残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合は、各別に譲渡する財産を記載すること。

【記載例】

様式第10号（第15条関係）

清算結了届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎県知事 ○ ○ ○ 殿

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇
清算人 住所又は居所 宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
氏名 ○ ○ ○ ○

当法人の清算が結了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により届け出ます。

【 参 考 】

特定非営利活動促進法
特定非営利活動促進法施行規則（抄）
宮崎県特定非営利活動促進法施行条例
宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則
組合等登記令（抄）
問い合わせ先一覧

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則（第三条—第九条）

第二節 設立（第十条—第十四条）

第三節 管理（第十四条の二—第三十条）

第四節 解散及び合併（第三十一条—第四十条）

第五節 監督（第四十一条—第四十三条の三）

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人（第四十四条—第五十七条）

第二節 特例認定特定非営利活動法人（第五十八条—第六十二条）

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併（第六十三条）

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督（第六十四条—第六十九条）

第四章 税法上の特例（第七十条・第七十一条）

第五章 雜則（第七十二条—第七十六条）

第六章 罰則（第七十七条—第八十一条）

別表（第二条関係）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこ

と。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

(原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならぬ。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 特定添付書類に記載された事項

3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。

4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

（定款）

第十一條 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

- 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
 - 九 会計に関する事項
 - 十 事業年度
 - 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - 十二 解散に関する事項
 - 十三 定款の変更に関する事項
 - 十四 公告の方法
- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
- 3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。
- 一 国又は地方公共団体
 - 二 公益社団法人又は公益財団法人
 - 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
 - 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
 - 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人
(認証の基準等)
- 第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。
- 一 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
 - 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
 - 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 - 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有すること。
- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。
- （意見聴取等）
- 第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があつた場合について準用する。
- （成立の時期等）
- 第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつ

て成立する。

- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならぬ。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

- 2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならぬ。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものと除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

- 2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
- 3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。
- 4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決す

る旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の定数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならぬ。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の

三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 暴力団の構成員等

五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
(役員の親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員の欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員の任期)

第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更(第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六号(役員の定数に係るものと除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

- 5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを見する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。
- 3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

（貸借対照表の公告）

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中斷（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中斷は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中斷が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

二 公告の中斷が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中斷が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中斷が生じた時間及び公告の中斷の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年

度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書等の公開)

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
 - 二 定款で定めた解散事由の発生
 - 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 四 社員の欠亡
 - 五 合併
 - 六 破産手続開始の決定
 - 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
 - 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
 - 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいるとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を

選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第三十二条の三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除〔平成二三年五月法律五三号〕

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- 2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。
- 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その

期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除〔平成一八年六月法律五〇号〕

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違

反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるとときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聞くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（認定の基準）

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（1）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（2）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（2）及び（3）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（1） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（1）において同じ。）からの補助金その他の国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

（2） 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

（3） 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち（2）に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法

人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に關係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、（4）に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（1） 会員等

（2） 特定の団体の構成員

（3） 特定の職域に属する者

（4） 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるもの を有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

（1） 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

（2） 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

（1） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

（2） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

（3） 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに

反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないこと
その他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠格事由）

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があつた日以前一年内に当該認定特定非営利

活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聞くことができる。

一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

- 3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等
 - 二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し
 - 三 認定に関する書類の写し
(名称等の使用制限)

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

- 2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

（認定の有効期間及びその更新）

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了日の六ヶ月前から三ヶ月までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号口、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。
(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第

二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。

- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。
- 5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

- 3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。
 - 二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
 - 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
 - 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

(特例認定の基準)

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

- 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。
- 二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。
- 三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

(特例認定の有効期間)

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

(特例認定の失効)

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

- 一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。
- 二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- 三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、

その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

- 2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。
- 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないとときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

（報告及び検査）

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検

査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。
(勧告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を探るべき旨の勧告をすることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を探るべき旨の勧告をすることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を探らなかつたときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を探るべきことを命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、他の事業を行つて認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反して他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行つて特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

- 一 第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。
 - 二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。
 - 三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。
 - 四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。
- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。
- 一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - 二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。
- 3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。
- 4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

(所轄庁への意見等)

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であって、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

- 一 警視総監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由
- 二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

- 2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。
- 3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雜則

（情報の提供等）

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

（協力依頼）

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用）

第七十四条 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規

定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

（実施規定）

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に關し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかつた者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十二条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第二十八条の二第一項、第三十二条の十第一項又は第三十二条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十二条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表（第二条関係）

一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

二 社会教育の推進を図る活動

三 まちづくりの推進を図る活動

四 観光の振興を図る活動

五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

七 環境の保全を図る活動

八 災害救援活動

九 地域安全活動

十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

十一 国際協力の活動

十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

十三 子どもの健全育成を図る活動

十四 情報化社会の発展を図る活動

十五 科学技術の振興を図る活動

十六 経済活動の活性化を図る活動

十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

十八 消費者の保護を図る活動

十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

最終改正：令和3年5月31日号外内閣府令第33号

第一章 特定非営利活動法人（第一条—第三条）

第一章 特定非営利活動法人

（公表の方法）

第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用とする。ただし、インターネットの利用に代えて、公報に掲載する方法により公表することができる。

（電磁的方法）

第一条の二 法第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的記録）

第二条 法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（役員の欠格事由のうち内閣府令で定めるもの）

第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（所轄庁の変更に伴う事務の引継ぎ）

第三条 法第二十六条第三項の規定による事務の引継ぎは、所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けた特定非営利活動法人に係る法の規定に基づく事務について行うものとする。

- 2 都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の長は、所轄庁の変更を伴う定款の変更を認証したときは、遅滞なく、変更前の所轄庁に当該定款の変更を認証したことを通知するものとする。ただし、変更前の所轄庁が法第五十三条第三項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の都道府県知事であるときは、この限りでない。

（貸借対照表の公告）

第三条の二 法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であつて内閣府令で定めるものは、第一条の二第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

2 法第二十八条の二第一項第四号に規定する措置として内閣府令で定める方法は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

3 前項の方法による公告は、当該公告の開始後一年を経過する日までの間、継続してしなければならない。

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年 10 月 6 日条例第 26 号）

最終改正：令和 3 年 3 月 24 日条例第 6 号

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 9 条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人に関する事項その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員の住所等を証する書面)

第2条 法第 10 条第 1 項第 2 号ハ（法第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第 12 条第 1 項に規定する住民票の写し
- (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

(軽微な書類の不備)

第3条 法第 10 条第 4 項（法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。）の条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

(社員総会の議事録)

第4条 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）第 2 条に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成しなければならない。

2 法第 14 条の 9 の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号に規定する事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(事業報告書等の提出)

第5条 法第 29 条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの 3 月以内に行うものとする。

(解散の届出等)

第6条 法第 31 条第 4 項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を提出してしなければならない。

2 法第 31 条の 8 の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を提出してしなければならない。

(清算結了の届出)

第7条 法第32条の3の規定による届出は、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を提出してしなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第8条 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

(助成金支給書類の提出)

第9条 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、助成金の支給後、遅滞なく行うものとする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第10条 法第75条の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）の規定を読み替えて適用する場合の保存、作成又は縦覧等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面の備置きとする。
 - (2) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項並びに第54条第2項及び第3項の規定による書面の作成とする。
 - (3) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第5項並びに第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。
- 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、前項に規定する書面の備置き、作成及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録の備置き及び作成並びに電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(規則への委任)

第11条 第2条から前条までに定めるもののほか、法の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、規則で定める。

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年11月9日規則第69号）

最終改正：令和3年6月7日規則第37号

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号。以下「条例」という。）に定めのあるもののほか、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証の申請）

第2条 法第10条第1項の申請書の様式は、設立認証申請書（別記様式第1号）によるものとする。

- 2 条例第2条第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。
- 3 条例第2条各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。
- 4 法第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

（申請書類の縦覧場所）

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の縦覧の場所は、総合政策部生活・協働・男女参画課とする。

（縦覧期間中の補正）

第4条 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、補正後の申請書又は書類を添付した補正書（別記様式第1号の2）を知事に提出してするものとする。

- 2 前項の補正書に添付する補正後の書類のうち、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

（登記完了の届出）

第5条 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、登記完了届出書（別記様式第2号）を知事に提出してしなければならない。

- 2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1通を、財産目録には副本1通を、それぞれ添えるものとする。

(役員の変更等の届出)

第6条 法第23条第1項の規定による届出は、役員の変更等届出書（別記様式第3号）を知事に提出してしなければならない。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第3項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

3 第1項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えるものとする。

(定款の変更の認証の申請)

第7条 法第25条第4項の申請書の様式は、定款変更認証申請書（別記様式第4号）によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び第28条第1項に規定する事業報告書等には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

3 第4条の規定は、法第25条第3項の認証について準用する。この場合において、第4条第2項中「法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるもの」とあるのは、「変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び第28条第1項に規定する事業報告書等」とする。

(定款の変更の届出)

第8条 法第25条第6項の規定による届出は、定款変更届出書（別記様式第5号）を知事に提出してしなければならない。

2 前項の届出書に添付する書類のうち、変更後の定款には、副本1通を添えるものとする。

(登記事項証明書の提出)

第9条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更登記完了提出書（別記様式第5号の2）を知事に提出してしなければならない。

2 前項の提出書に添付する登記事項証明書には、その写し1通を添えるものとする。

(事業報告書等の提出)

第10条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、事業報告書等提出書（別記様式第5号の3）を知事に提出してしなければならない。

2 前項の提出書に添付する事業報告書等には、副本1通を添えるものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第11条 法第30条の規定による閲覧及び謄写は、総合政策部生活・協働・男女参画課において行うものとする。

2 前項の閲覧及び謄写の請求は、閲覧等請求書（別記様式第5号の4）を知事に提出してするものとする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第12条 特定非営利活動法人（以下「法人」という。）は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、解散認定申請書（別記様式第6号）に同条第3項に規定する書面を添付して、知事に提出しなければならない。

(解散の届出等)

第13条 条例第6条第1項及び第2項の届出書の様式は、それぞれ解散届出書（別記様式第7号）及び清算人就任届出書（別記様式第8号）によるものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第14条 清算人は、法第32条第2項の認証を得ようとするときは、残余財産譲渡認証申請書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(清算結了の届出)

第15条 条例第7条の届出書の様式は、清算結了届出書（別記様式第10号）によるものとする。

(合併の認証の申請)

第16条 法第34条第4項の申請書の様式は、合併認証申請書（別記様式第11号）によるものとする。

2 第2条第2項から第4項まで及び第4条の規定は、法第34条第3項の認証について準用する。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第17条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する法人及び合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人）について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(検査職員証)

第18条 法第41条第3項（法第64条第7項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、検査職員証（別記様式第12号）によるものとする。

(認定の申請)

第19条 法第44条第2項の申請書の様式は、認定申請書（別記様式第13号）によるものとする。

- 2 法第44条第2項に規定する書類のうち、同項第2号及び第3号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

（認定の有効期間の更新の申請）

第20条 法第51条第3項の規定による申請は、認定の有効期間の更新申請書（別記様式第14号）を知事に提出してしなければならない。

- 2 法第51条第5項において準用する法第44条第2項（第1号に係る部分を除く。）に規定する書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

（認定法人の役員の変更等の届出等に係る特例）

第21条 第6条第1項及び第2項、第8条第1項、第9条第1項並びに第10条第1項の規定は、法第52条第1項の規定により認定特定非営利活動法人（以下「認定法人」という。）について法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定法人のうち知事が所轄するもの以外のもの（第23条第4項において「非所轄認定法人」という。）がこれらの規定による届出又は提出を知事にするときに準用する。

- 2 前項の規定により届出又は提出をする場合には、第6条第3項、第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項の規定にかかわらず、これらの書類の写し又は副本の添付を要しないものとする。
- 3 法第52条第2項の規定による書類の提出は、定款変更の認証を受けた場合の提出書（別記様式第15号）を知事に提出してしなければならない。

（認定法人の代表者の氏名の変更の届出）

第22条 法第53条第1項の規定による届出は、代表者変更届（別記様式第16号）を知事に提出してしなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第23条 条例第8条の規定による書類の提出は、役員報酬規程等提出書（別記様式第17号）を知事に提出してしなければならない。

- 2 条例第9条の規定による法第54条第3項の書類の提出は、助成金の支給を行った場合の実績の提出書（別記様式第18号）を知事に提出してしなければならない。
- 3 前2項の書類には、副本1通を添えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、法第55条第1項又は第2項の規定により非所轄認定法人が知事に書類

を提出する場合について準用する。この場合においては、前項の規定にかかわらず、当該書類の副本の添付を要しないものとする。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第24条 法第56条の規定による閲覧及び謄写は、総合政策部生活・協働・男女参画課において行うものとする。

2 前項の閲覧及び謄写の請求は、閲覧等請求書（別記様式第19号）を知事に提出してするものとする。

(特例認定の申請)

第25条 法第58条第1項の特例認定を受けようとする法人は、特例認定申請書（別記様式第20号）を知事に提出しなければならない。

2 法第58条第2項において準用する法第44条第2項（第1号に係る部分を除く。）に規定する書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(特例認定法人に関する規定の準用)

第26条 第21条第1項の規定は法第62条において準用する法第52条第1項の規定により特例認定特定非営利活動法人に法第23条、第25条第6項及び第7項並びに第29条の規定を読み替えて適用する場合について、第21条第3項の規定は法第62条において準用する法第52条第2項に規定する書類の提出について、第22条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の届出について、第23条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項又は第2項の書類の提出について、第24条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧及び謄写について、それぞれ準用する。

(合併の認定の申請)

第27条 法第63条第3項の規定による申請は、合併認定申請書（別記様式第21号）を知事に提出してしなければならない。

(電磁的記録による備置きの方法)

第28条 条例第10条第2項に規定する電磁的記録の備置きに係る規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 作成された電磁的記録を法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え置く方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をも

って調製するファイルにより備え置く方法

2 法人は、前項の規定により電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第29条 条例第10条第2項に規定する電磁的記録の作成に係る規則で定める方法は、法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による閲覧の方法)

第30条 条例第10条第2項に規定する電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧に係る規則で定める方法は、当該事項を法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

別記

様式第1号（第2条関係）

設立認証申請書

年　月　日

宮崎県知事 殿

住所又は居所

氏名

電話番号

特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(備考) 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。

補 正 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所若しくは居所又は
主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名
電話番号

年 月 日に申請した〔補正する書類の種類〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（第25条第5項及び第34条第5項において準用する第10条第4項）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

2 補正の理由

(備考)

1 〔補正する書類の種類〕には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。

2 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

登記完了届出書

年　月　日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

当法人の設立（合併）の登記が完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項（第39条第2項において準用する第13条第2項）の規定により届け出ます。

役員の変更等届出書

年　月　日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

当法人の役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（第52条第1項（第62条において準用する第52条第1項）の規定により読み替えて適用する第23条第1項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所

（備考）

- 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動又は改姓若しくは改名の別を記載し、補欠又は増員によって就任した場合は、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任された場合は、再任とだけ記載すること。
- 2 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合は、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」の欄には、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

定款変更認証申請書

年　月　日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

当法人の定款を変更することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

内 容		理 由
変更前の条文	変更後の条文	

(備考) 変更しようとする時期を定めている場合は、変更予定年月日を記載すること。

定款変更届出書

年　月　日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

当法人の定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（第52条第1項（第62条において準用する第52条第1項）の規定により読み替えて適用する第25条第6項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

内 容		理 由
変更前の条文	変更後の条文	

変更年月日 年 月 日

定款変更登記完了提出書

年　月　日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（第52条第1項（第62条において準用する第52条第1項）の規定により読み替えて適用する第25条第7項）の規定により、提出します。

事業報告書等提出書

年　月　日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

電話番号

当法人の前事業年度（　年　月　日から　年　月　日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（第52条第1項（第62条において準用する第52条第1項）の規定により読み替えて適用する第29条）の規定により、提出します。

閲覧等請求書

年　月　日

宮崎県知事 殿

氏名

住所

(法人その他の団体にあっては、名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号

特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧（謄写）について、特定非営利活動促進法第30条の規定により、次のとおり請求します。

1 閲覧（謄写）を請求する 特定非営利活動法人の名称	
2 1のうち写しの交付を請 求する特定非営利活動法人 の名称	
3 写しの交付請求枚数	枚
※ 収入証紙貼付欄	

（備考） ※収入証紙貼付欄には、写しの交付手数料に相当する宮崎県収入証紙を貼付
すること。

解散認定申請書

年　月　日

宮崎県知事 殿

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

当法人を解散することについて認定を受けたいので、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

解散届出書

年　月　日

宮崎県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

当法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

(備考) 1には、解散事由の区分（社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、社員の欠亡又は破産手続開始の決定）を明記すること。

清算人就任届出書

年　月　日

宮崎県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

当法人の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

残余財産譲渡認証申請書

年　月　日

宮崎県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

当法人の残余財産を譲渡することについて認証を受けたいので、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則第14条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 謙渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

(備考) 残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合は、各別に譲渡する財産を記載すること。

清算結了届出書

年　月　日

宮崎県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

当法人の清算が結了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により届け出
ます。

合併認証申請書

年　月　日

宮崎県知事 殿

甲　主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

電話番号

乙　主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

電話番号

上記法人を合併することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

（備考） 3 及び 4 には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。

(表)

検査職員証	
<p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">押出スタンプ</p> <p style="text-align: center;">番号 第号 発行日 年月日 有効期限 年月日 所属 所職 氏名</p>	<p style="margin-top: 100px;">9メートルマ尺一メートル</p> <p style="margin-top: 100px;">8.5 センチメートル</p>
<p>上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項及び第64条第1項の規定による特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等の検査を行う者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">宮崎県知事</p>	

(裏)

特定非営利活動促進法抜粋	
<p>(報告及び検査)</p> <p>第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（中略）が法令、法令に基づいてする行政手続又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	

認定申請書

年 月 日 宮崎県知事 殿	主たる事務所の所在	〒	電 話 () — F A X () — 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準
	在 地		
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	設立年月日	年 月 日	
	事業年度	月 日～ 月 日	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有・無 (自 年 月 日) (至 年 月 日)	
過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日)	有・無 (年 月 日)		
認定取消の有無 (取 消 日)	有・無 (年 月 日)		
特例認定取消の有無 (取 消 日)	有・無 (年 月 日)		

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、同条第2項の規定により申請します。

(現に行っている事業の概要)

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

(認定申請書次葉)

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		

認定の有効期間の更新申請書

年　月　日 宮崎県知事 殿	主たる事務所の 所　在　地	〒	電　話（　　）　— FAX（　　）　—
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	認定の有効期間	自　　年　月　日 至　　年　月　日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
認定の有効期間の 満了日の6月前の日	年　月　日		
認定の有効期間の 満了日の3月前の日	年　月　日		
事　業　年　度	月　日～　月　日		

特定非営利活動促進法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けたいので、同条第3項の規定により申請します。

(現に行っている事業の概要)

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役　職
〒 電　話（　　）　— FAX（　　）　—		
〒 電　話（　　）　— FAX（　　）　—		

(認定の有効期間の更新申請書次葉)

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		

様式第15号（第21条及び第26条関係）

定款変更の認証を受けた場合の提出書

年　月　日 宮崎県知事 殿	主たる事務所 の所在地	〒 電話（　　）—
	従たる事務所 の所在地	〒 電話（　　）—
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
認定（特例認定）の 有効期間	自　　年　月　日 至　　年　月　日	

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（第62条において準用する第52条第2項）の規定により提出します。

定款変更の 認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック欄
		<ul style="list-style-type: none"> ・社員総会の議事録の 謄本 ・変更後の定款 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

様式第16号（第22条及び第26条関係）

代 表 者 変 更 届

年 月 日 宮崎県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒
		電話（　　）—
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（第62条において準用する第53条第1項）の規定により届け出ます。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

役員報酬規程等提出書

年　月　日	主たる事務所の 所　在　地	〒 電　話（　　）　一 FAX（　　）　二
	(フリガナ)	
	名　称	
	(フリガナ)	
宮崎県知事 殿	代表者の氏名	
	認定(特例認定)の有効期間	事業年度
	自　　年　月　日 至　　年　月　日	自　　年　月　日 至　　年　月　日

特定非営利活動促進法第55条第1項（第62条において準用する第55条第1項）の規定により提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給 (口を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び総額
提出しない場合		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
最後に役員報酬規程を提出した事業年度（　　年度）		⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
最後に職員給与規程を提出した事業年度（　　年度）		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。)		(3) 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（口に係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		認定基準等チェック表（第3表） ※「口」の欄の記載は必要ありません。
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		「役員の状況」第3表付表1
③ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		監査証明書又は「帳簿組織の状況」第3表付表2
		認定基準等チェック表（第4表）（初葉）
		認定基準等チェック表（第5表）
		認定基準等チェック表（第7表）
		欠格事由チェック表

様式第18号（第23条及び第26条関係）

助成金の支給を行った場合の実績の提出書

年　月　日 宮崎県知事	主たる事務所 の 所 在 地	〒 電話 () -
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
殿	認定（特例認定）年月日	年　月　日
	認定（特例認定）の有効期間	自　　年　月　日 至　　年　月　日

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（第62条において準用する第55条第2項）の規定により提出します。

支　給　日	支　給　対　象　者	支　給　金　額	助　成　対　象　の　事　業　等
年　月　日		円	
年　月　日		円	
年　月　日		円	
年　月　日		円	
年　月　日		円	
年　月　日		円	
年　月　日		円	
年　月　日		円	
年　月　日		円	
年　月　日		円	

閲覧等請求書

年　月　日

宮崎県知事 殿

氏名

住所

(法人その他の団体にあっては、名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号

認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員等報酬規程等の閲覧（謄写）について、
特定非営利活動促進法第56条（第62条において準用する第56条）の規定により、次のと
おり請求します。

1 閲覧（謄写）を請求する 認定（特例認定）特定非営利活動法人の名称	
2 1のうち写しの交付を請求する認定（特例認定）特定非営利活動法人の名称	
3 写しの交付請求枚数	枚
※ 収入証紙貼付欄	

（備考） ※収入証紙貼付欄には、写しの交付手数料に相当する宮崎県収入証紙を貼付
すること。

特 例 認 定 申 請 書

年 月 日 宮崎県知事 殿	主たる事務所の所在在地	〒 電 話 () — FAX () —
	(フリガナ)	
	申請者の名称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	設立年月日	年 月 日
	事業年度	月 日～月 日
	過去の認定の有無	有・無
	過去の特例認定の有無	有・無
特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定を受けたいので、同条第2項において準用する同法第44条第2項の規定により申請します。		
(現に行っている事業の概要)		
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		
〒 電 話 () — FAX () —		

合併認定申請書

年 月 日 宮崎県知事 殿	主たる事務所の所在地址	〒 電 話 () — FAX () —	
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	認定(特例認定)年月日	年 月 日	法第63条第1項申請において適用するパブリックサポートテスト基準 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	<input type="checkbox"/> 認定の有効期間 <input type="checkbox"/> 特例認定	自 年 月 日 至 年 月 日	
事業年度	月 日～ 月 日		

特定非営利活動促進法第63条 第1項 第2項 の合併の認定を受けたいので、同条第3項の規定により申請します。

法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電 話 () — FAX () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — FAX () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — FAX () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。			

(合併認定申請書次葉)

申請法人名	
-------	--

法 人 名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区 分
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - FAX () -		認 定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - FAX () -		認 定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - FAX () -		認 定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - FAX () -		認 定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - FAX () -		認 定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - FAX () -		認 定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () - FAX () -		認 定 ・ 特例認定 ・ 上記以外

最終改正：令和2年11月20日号外政令第327号

(適用範囲)

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

(設立の登記)

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

(変更の登記)

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(代理人の登記)

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置い

た事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十三条において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第十三条及び第二十一条の二において「吸收分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算結了の登記)

第十条 組合等の清算が結了したときは、清算結了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合 合併の認可その他合

併に必要な手続が終了した日から三週間以内

三 分割により設立する組合等が分割に際して従たる事務所を設けた場合 分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から三週間以内

四 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第十二条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第十三条 第八条、第八条の二及び第十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併（承継を含む。次条第二項及び第三項並びに第二十条において同じ。）後存続する組合等、分割をする組合等又は吸収分割承継組合等についての変更の登記は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（登記の嘱託）

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所（第三号に規定する場合であつて当該決議によつて第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときには、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

3 前項に規定する場合において、同項の訴えに係る請求の目的に係る合併により第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各組合等の従たる事務所の所在地を管轄する

登記所にも前項に規定する登記を嘱託しなければならない。

- 4 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。
- 5 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

- 2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(継続の登記の申請)

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告したこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらのことによる公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらのことによる公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書
- 二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらのことによる公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらのことによる公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第二十三条 清算結了の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条及び第一百三十二条から第一百四十八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「組合等登記令第十二条第二項各号」と、同法第七十九条中「吸收合併による」とあるのは「吸收合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸收合併により」とあるのは「吸收合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸收合併後」とあるのは「吸收合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸收合併に」とあるのは「吸收合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

【問い合わせ先一覧】

所轄庁名	担当部署	電話番号
宮崎県	生活・協働・男女参画課	0985-26-7048
宮崎市	文化・市民活動課	0985-21-1835
都城市	コミュニティ文化課	0986-23-2431
延岡市	経営政策課	0982-22-7079
日南市	地域自治課	0987-31-1118
小林市	企画政策課	0984-23-0456
日向市	地域コミュニティ課	0982-52-2111
串間市	総合政策課	0987-55-1153
西都市	市民課	0983-43-1204
えびの市	市民協働課	0984-35-1118
高原町	総合政策課	0984-42-2115
高鍋町	地域政策課	0983-26-2018
新富町	総合政策課	0983-33-6012
川南町	まちづくり課	0983-27-8002

令和3年4月1日現在